

2021年8月18日

各位

会社名株式会社ビザスク
代表者名代表取締役CEO 端羽 英子
(コード番号:4490 東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFOコーポレートグループ長 安岡 徹
(TEL 050-3733-8513)

**当社グローバル展開を加速するための米国 Coleman 社の買収、
第三者割当によるA種種類株式、B種種類株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））及び第
14回新株予約権の発行、定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、エキスパートネットワークサービス事業を米国を中心にグローバルに展開している Coleman Research Group, Inc.（本社：米国ニューヨーク州、CEO：Kevin C. Coleman、以下「Coleman 社」といいます。）の発行済株式を100%取得し、子会社化すること（以下「本買収」といいます。）を決議しました。なお、本買収に伴い、Coleman 社の子会社4社（Coleman RG, Inc、Virtual Knowledge Exchange, LLC、Coleman Research Limited 及び Coleman Research Hong Kong Limited）も当社の子会社になります。

また、本買収対価の一部を調達するために、次の①から⑥までの各事項について合わせて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① IXGS Investment IV, L.P.（以下「IXGS」又は「A種割当先」といいます。）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、IXGS に総額7,500百万円のA種種類株式及び総額1,941百万円の株式会社ビザスク第14回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること
- ② Kevin C. Coleman 氏、Isaak Karaev 氏、Hilco Trading, LLC 及び Cactii Investments, LLC（以下併せて「B種割当先」といいます。）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、B種割当先に総額1,381,700,000円のB種種類株式を発行すること（以下、第三者割当による本新株予約権、A種種類株式及びB種種類株式の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）
- ③ 株式会社みずほ銀行（以下「みずほ」といいます。）との間で金銭消費貸借契約証書を締結し、みずほから総額40億円の借入れを行うこと（以下「本借入」といいます。）
- ④ A種種類株式及びB種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）
- ⑤ A種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権の払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ⑥ (i) A種種類株式及びB種種類株式（A種種類株式及びB種種類株式の有利発行に係る特別決議を含みます。）、(ii)本定款変更、並びに(iii)Kevin C. Coleman 氏を当社の取締役に選任することに係る各議案を付議するとともに、本第三者割当によって2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数8,789,450株に対して32.86%、完全希薄化後発行済株式総数9,330,400株に対して30.96%の希薄化が生じる可能性があるため、本臨時株主総会において株主の意思確認を行うことを目的として2021年10月20日に開催する予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の基準日を設定すること

なお、本第三者割当は、(i)当社が Coleman 社等と締結する買収契約における前提条件が充足されることが合理的に確実であること（但し、B種種類株式の発行については本買収が実行されること）、(ii)IXGS が外国為替及び外国貿易法に基づき必要な届出を行っており、同法に定める待機期間が経過していること、(iii)金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(iv)本臨時株主総会において、上記の本第三者割当及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること等を条件としております。また、本資本金等の額の減少はA種種類株式及びB種種類株式の発行により資本金及び資本準備金の額の増加がなされることを条

件としております。なお、本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

I. 本買収について

1. 本買収の目的

当社グループは「知見と、挑戦をつなぐ」をミッションに掲げ、世界で1番のナレッジプラットフォームをつくり、実際に経験したことで得られた知識や意見を様々なニーズにつなぐことで知見としての価値を最大化し、組織、世代、地域を超えて知見を集めつなぐことで、世界中のイノベーションに貢献することを目指して事業を展開しております。

近年、驚異的なスピードでテクノロジーが進化し、将来の予測が難しく変化の激しい事業環境となっているなか、イノベーション創出やスピーディーな問題解決のため、良質な情報、とりわけ個人個人の経験に基づく活きたビジネス知見へのニーズが高まっております。

当社は日本最大級の知見者データベースを有し、2021年5月末現在における国内登録者数は12万人超となっております。一方、当社が事業を拡大していくなかで、国内法人クライアントからの海外知見へのニーズは益々高まっており、当社はこれを大きな事業機会と捉え、海外アドバイザーの獲得力を強化すべく、2019年12月にはシンガポールに駐在員事務所を設立し、2020年4月には現地法人を設立してまいりました。加えて、2020年7月にはDeepBench Inc.との資本業務提携を実施し、同社が開発する独自のアドバイザー探索システムを活用し、効率的に海外アドバイザーを増加させるべく取り組んでおります。その結果、2021年5月末現在における海外登録者数は2.5万人超となりました。また、当社の連結子会社であるシンガポール法人(VISASQ SINGAPORE PTE. LTD.をいいます。)では、日本の強固なデータベースを強みに、東南アジアを中心として海外法人クライアントへのマーケティングにも取り組んでおります。

一方、Coleman社は2003年に創業、米国のニューヨークに本社を構え、各種調査・相談のための知見者インタビューをマッチングするサービスであるエキスパートネットワークサービス事業をグローバルに展開している有力な企業です。同社は、当社と同様に一時間単位のインタビューを設営するサービスを主力とし、近年はオンラインサーベイサービスやオンラインセミナーも提供しております。ニューヨーク含め米国には3都市、欧州ではロンドン、アジアでは香港に拠点を構えており、業界においては米国事業に強みを持つグローバルプレイヤーとして事業を展開しております。創業者及びCEOのKevin C. Coleman氏を筆頭とした優れた経営陣のもとに、機関投資家やコンサルティング企業等の幅広いクライアントに対してサービスを提供しており、同社の2021年8月時点における米国内のアドバイザー数は約18万人、グローバルにおけるアドバイザー数を加えると、登録者数は26万人超となっております。同社は、同社独自のテクノロジープラットフォームを活用し、高いマッチング効率と強固なコンプライアンス体制を両立させた効率の良いマッチング業務を執行しております。

日本のみならず世界の知見プラットフォーム市場が拡大することが今後も想定される状況において、当社はこれまで世界中で様々な成長投資の機会を模索してまいりました。本買収は、当社グループの「知見と、挑戦をつなぐ、世界で1番のナレッジプラットフォームを構築する」というミッション実現を格段に推進させるものです。当社は本買収を通じ、米国を中心とした新たな顧客基盤の獲得ができること、両社合計で40万人超のユーザー登録を有するグローバルなナレッジプラットフォームを確立できること、高い効率性と強固なコンプライアンス・プロセスを支えるシステム基盤の獲得ができること、当社の日本国内及び東南アジアにおける事業基盤とColeman社の米国、欧州、香港の事業基盤が一体運営されることになり、ナレッジプラットフォーム市場における新たなグローバルプレイヤーとしての位置づけを確立できることから、本買収を実行することといたしました。

また、当社は、本買収により、両社がそれぞれ持つアドバイザー登録者基盤、顧客基盤及びプロダクトを相互に活用することにより、様々なシナジーを獲得することが可能であると考えております。例えば、当社の国内法人クライアントにおいて益々増加している、米国を筆頭とした海外に関する情報収集のニーズに対しては、Coleman社のアドバイザーをマッチング候補に加えた上で、より精度が高いマッチングを、よりスピーディーに、より生産性高く提供することが可能となると想定しております。また、より多くの顧客・アドバイザーが

当社プラットフォームに集うことにより、プラットフォームとしての魅力が増すことやブランド力が向上すること、アドバイザーやクライアントの稼働率上昇、また主力サービスだけではなく多様なサービス活用が相乗効果的に増加することも期待され、更なる加速度的な事業拡大を追求できるものと考えております。

以上より、本買収は、グローバル展開を加速させ、ナレッジプラットフォームの拡大と強化を目指す当社グループの戦略に沿うものであり、企業価値の向上に資するものであると考えております。

2. 本買収の対価

本買収に係る対価（以下「本買収対価」といいます。）の総額は、Coleman 社の企業価値 103.35 百万米ドルにクロージング時点の純現金の見込金額を加算し Coleman 社にて支払い予定の本買収に係る取引諸費用を減算した約 102 百万米ドル（約 112 億円）を見込んでおり、その他の本買収費用等 5 百万米ドル（約 6 億円相当）が必要となります。但し、本買収対価の総額は、本買収の実行後に行われる Coleman 社の純現金及び運転資本額等の額に基づく価格調整を経て確定します。このうち、約 95 百万米ドル（約 104 億円相当）については現金で支払い（うち約 67 百万米ドル（約 74 億円相当）についてはクロージング時点での本第三者割当による調達金額の手取概算額で充当し、残りの必要資金のうち約 28 百万米ドル（約 31 億円相当）については本借入による借入金により充当します。）、残りの約 13 百万米ドル（約 14 億円相当）については、現金による支払いに代えて、B 種割当先が保有する Coleman 社の株式に係る対価の請求権の一部（本買収対価はドル建てで合意しておりますが、このうち本買収対価支払請求権部分については、現物出資を受けることから、2021 年 8 月 17 日時点の為替レートにて換算した円建ての金額とすることで合意しており、本買収対価支払請求権は約 14 億円の円建債権となります。以下「本買収対価支払請求権」といいます。）を出資の目的とする現物出資を受けること（以下「本再出資」といいます。）により、本第三者割当による B 種種類株式を発行することとしております。

当社は、本買収が実行される日（2021 年 10 月 31 日（米国時間）（11 月 1 日（日本時間）））を予定しており、以下「クロージング日」といいます。）において、本買収対価を、Coleman 社の株主、ストック・オプション保有者及びワラント保有者に対して支払います（但し、本買収対価支払請求権を現物出資して B 種種類株式を取得することを予定している B 種割当先については、本買収対価支払請求権に相当する現金による支払いは行いません。）。クロージング日において、Coleman 社の株主は 27 名、ストック・オプション保有者は 13 名、ワラント保有者は 2 名の予定です。

上記の本買収対価の総額を決定するに際して、当社は、そのフィナンシャル・アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「MUMSS」といいます。）による 2021 年 7 月 12 日付企業価値算定書を取得しました。当社は、当該算定書において採用されている、当社が作成した本買収後の Coleman 社の事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュフロー分析（DCF 分析）及び類似取引比較分析のほか、類似企業比較分析に基づく算定結果も勘案の上、Coleman 社と協議、交渉し、最終的に本買収対価の総額を決定しました。

本企業価値算定書の概要は以下の通りです。

類似企業比較分析では、Coleman 社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて、Coleman 社の企業価値の範囲を分析しているとのことです。

類似取引比較分析では、本買収と比較的類似する過去の買収案件を選定し、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて、Coleman 社の企業価値の範囲を分析しているとのことです。

DCF 分析では、Coleman 社の 2021 年 12 月期から 2025 年 12 月期までの 5 期分の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、当社が保守的に作成した 2021 年 12 月期以降の Coleman 社の将来の収益予想に基づき、Coleman 社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して算出される企業価値に基づいて、企業価値の範囲を分析しているとのことです。MUMSS が DCF 分析に用いた当社作成の 2021 年 12 月期から 2025 年 12 月期までの事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。2020 年 12 月期比で既に約 7 割の連結売上高を上半期に達成している 2021 年 12 月期において、エキスパートネットワークサービス事業における増収を見込んでおり、営業利益においても大幅な増益を見込んでおります。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーを現時点において具体的に見積もることは困難であることから、当該事

業計画は本取引の実行を前提として作成されたものではないとのことです。

なお、上記分析手法により示された企業価値の算定レンジは、Coleman 社の株主との協議の関係上、非開示としております。当社は当該算定レンジを踏まえた本件買収に係る合併対価は妥当な水準であると判断しております。

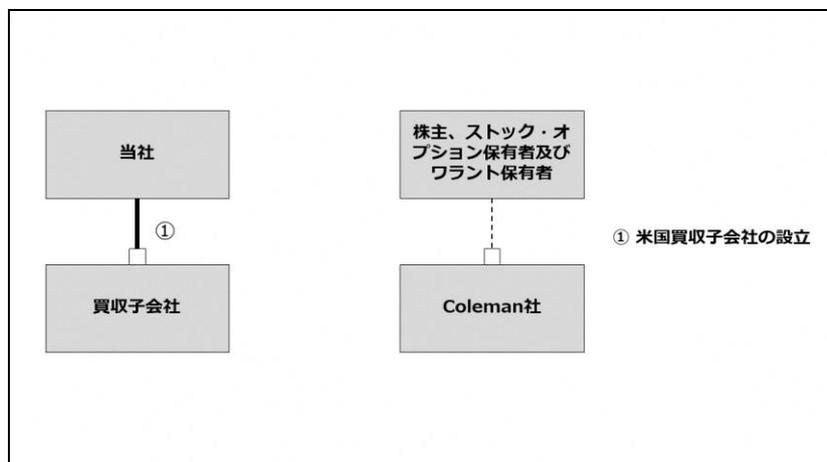
(注1) MUMSS は、Coleman 社の企業価値の算定に際し、Coleman 社及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、Coleman 社の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて Coleman 社の財務予測に関する情報については、Coleman 社の経営陣による 2021 年 7 月 12 日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

(注2) 便宜上、米ドル・日本円の為替レートを 1 米ドル=110.00 円で換算しています。以下の米ドルで表示された金額の日本円相当額への換算についても、同様の為替レートを用いています。

3. 本買収の方法

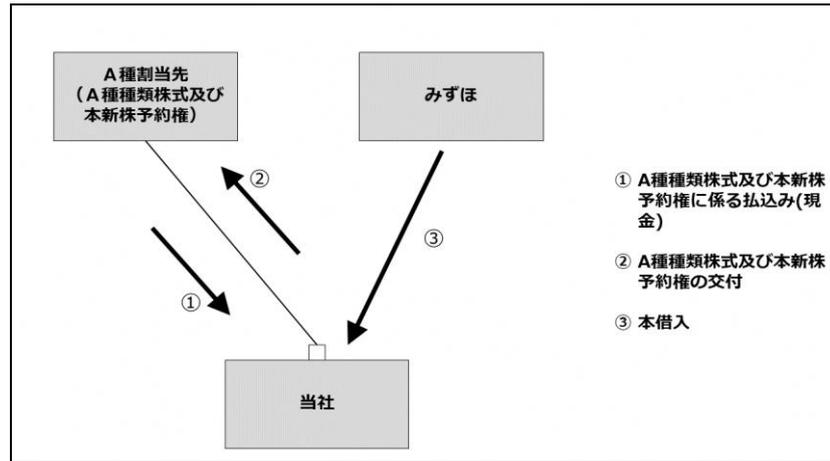
本買収は、当社が米国に新たに子会社を設立し、当該子会社を合併消滅会社、Coleman 社を合併存続会社とする、米国デラウェア州法上の合併を行い、その合併の対価として、本買収対価の総額を、当社が、Coleman 社の株主、ストック・オプション保有者及びワラント保有者に対して現金により支払うという方法により行います。但し、B種割当先については、現金による支払いに代えて、本買収対価支払請求権を出資の目的とする現物出資を受けることにより、本第三者割当によるB種種類株式を発行することとなります。その具体的手続は、大要以下のとおりとする予定です。

【第1ステップ】



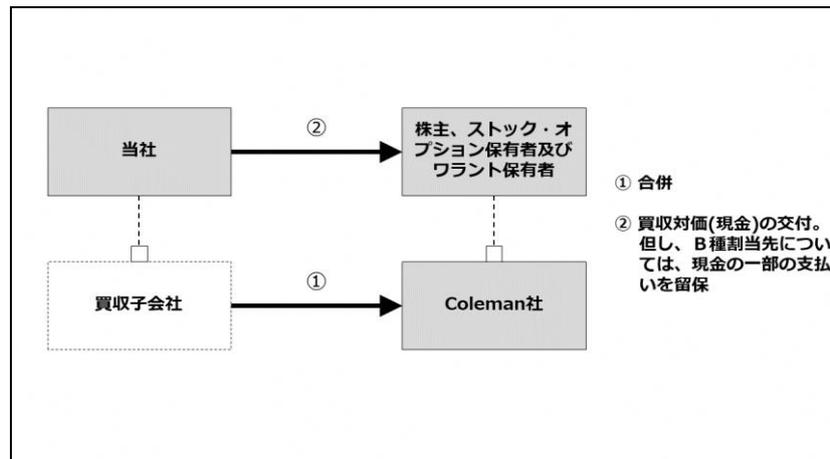
第1ステップとして、当社は、2021年8月12日、米国デラウェア州に Vision Merger Sub, Inc. という買収子会社（以下「買収子会社」という。）を設立しました。

【第2ステップ】



第2ステップとして、当社は、本買収の資金を調達するため、A種割当先からA種種類株式及び本新株予約権に係る払込み（現金）を受け、A種割当先に対し、A種種類株式及び本新株予約権を交付します（詳細は、下記「Ⅱ 第三者割当による種類株式及び新株予約権の発行について」をご参照ください）。また、当社は、本買収の資金を調達するため、みずほから本借入を行います（詳細は、下記「Ⅲ. 本借入について」をご参照ください）。

【第3ステップ】

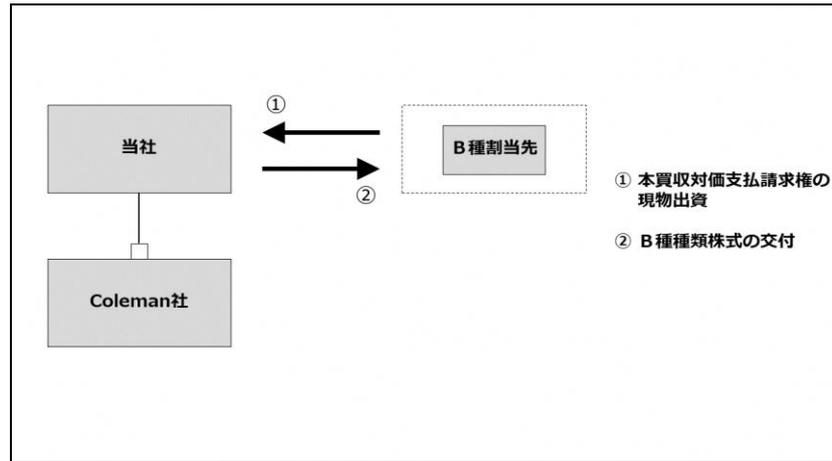


第3ステップとして、当社は、買収子会社を合併消滅会社、Coleman社を合併存続会社とする、米国デラウェア州法上の合併を実施します。

当社は、合併対価としてColeman社の株主、ストック・オプション保有者及びワラント保有者に対し、現金を支払います。

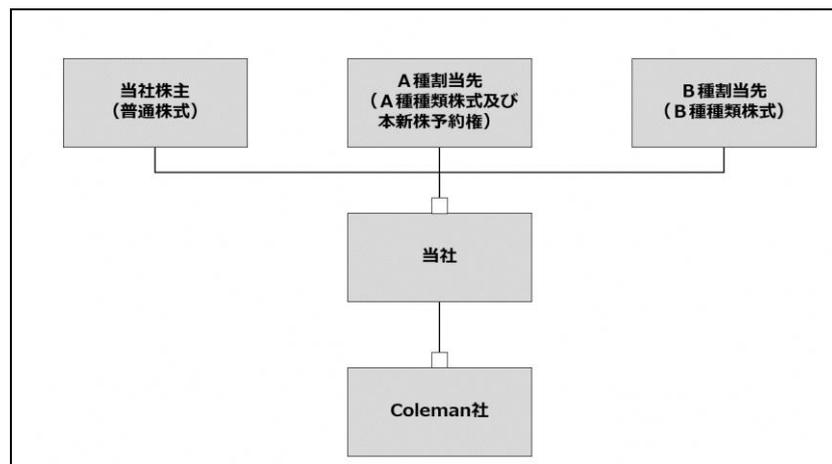
但し、Coleman社の株主のうちB種割当先については、第4ステップにおいて、当社に対し、本買収対価支払請求権を現物出資して、当社の発行するB種種類株式を引き受けることが予定されており、そのため、B種割当先に対しては、本買収対価支払請求権に相当する現金の支払いは行いません（詳細は、下記「Ⅱ. 第三者割当による種類株式及び新株予約権の発行について」をご参照ください）。

【第4ステップ】



第4ステップとして、当社は、本再出資を受け、B種割当先に対し、B種種類株式を交付します。その結果、当社株主として、従前から当社の普通株式を保有する当社株主のほか、第2ステップでA種種類株式及び本新株予約権の割当てを受けるA種割当先及び第4ステップでB種種類株式の割当てを受けるB種割当先が、当社株主として存在することとなります。

【完了図】



以上のステップを経ることにより、当社は、Coleman社の発行済株式の100%を取得します。上図は、本買取完了後の資本関係を示した図です。

4. 異動する子会社の概要

①Coleman社

(1)	名 称	Coleman Research Group, Inc.
(2)	所 在 地	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, 19808, County of New Castle, State of Delaware, USA
(3)	代表者の役職・氏名	Kevin C. Coleman (CEO)
(4)	事 業 内 容	エキスパートネットワークサービスの運営
(5)	資 本 金	20 千米ドル (約 2,064 千円相当) (2020 年 12 月期)
(6)	設 立 年 月 日	2006 年 1 月 3 日
(7)	大株主及び持株比率 (注2)	【普通株式】(発行済株式総数の 89.28%) Hilco Trading, LLC (普通株式の 27.29%)

	Kevin C. Coleman (普通株式の 26.47%) 信託 2 社 (普通株式の 24.56%) 【A種優先株式】(発行済株式総数の 10.72%) Cactii Investments, LLC (A種優先株式の 90.91%) Kevin C. Coleman (A種優先株式の 9.09%)			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当なし		
	人的関係	該当なし		
	取引関係	該当なし		
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態 (注3、4)				
	決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
連結純資産		5,630 千米ドル (約 617,695 千円相当)	6,335 千米ドル (約 688,469 千円相当)	7,246 千米ドル (約 747,838 千円相当)
連結総資産		14,938 千米ドル (約 1,638,923 千円相当)	15,806 千米ドル (約 1,717,749 千円相当)	19,433 千米ドル (約 2,005,622 千円相当)
1株当たり連結純資産		0.28 米ドル (約 31 円相当)	0.31 米ドル (約 34 円相当)	0.36 米ドル (約 37 円相当)
連結売上高		38,363 千米ドル (約 4,235,965 千円相当)	40,322 千米ドル (約 4,395,652 千円相当)	43,779 千米ドル (約 4,674,300 千円相当)
連結 EBITDA		1,817 千米ドル (約 200,629 千円相当)	818 千米ドル (約 89,173 千円相当)	2,224 千米ドル (約 237,457 千円相当)
連結営業利益		1,114 千米ドル (約 123,006 千円相当)	△167 千米ドル (約△18,205 千円相当)	1,170 千米ドル (約 124,921 千円相当)
連結経常利益		1,134 千米ドル (約 125,214 千円相当)	△162 千米ドル (約△17,660 千円相当)	1,280 千米ドル (約 136,666 千円相当)
親会社株主に帰属する当期純利益		642 千米ドル (約 70,888 千円相当)	△735 千米ドル (約△80,125 千円相当)	846 千米ドル (約 90,328 千円相当)
1株当たり連結当期純利益		0.03 米ドル (約 4 円相当)	△0.04 米ドル (約△4 円相当)	0.04 米ドル (約 4 円相当)
1株当たり配当金		—	—	—

(注1) 各年度の期末の米ドル・日本円為替レート (2018年12月期・1米ドル=109.72円、2019年12月期・1米ドル=108.68、2020年12月期・1米ドル=103.21円)、期中平均の米ドル・日本円為替レート (2018年12月期・1米ドル=110.42円、2019年12月期・1米ドル=109.01、2020年12月期・1米ドル=106.77円) で換算しています。

(注2) Coleman社の全発行済株式(普通株式及びA種優先株式)を基準として記載しております。

(注3) 米国の会計基準に準拠して作成されております。

(注4) 2021年12月期上半期におけるColeman社の連結売上高は30,261千米ドル(約3,259,109千円相当)、連結EBITDAは5,899千米ドル(約635,322千円相当)、連結営業利益は5,346千米ドル(約575,764千円相当)、親会社株主に帰属する連結中間純利益は4,606千米ドル(約496,066千円相当)となっており、2020年12月期上半期におけるColeman社の連結売上高は19,485千米ドル(約2,109,702千円相当)、連結EBITDAは△700千米ドル(約△75,791千円相当)、連結営業利益は△1,216千米ド

ル（約△131,660千円相当）、親会社株主に帰属する連結中間純利益は△1,308千円ドル（約△141,621千円相当）となっております。なお、米国の会計基準に準拠して作成しており、未監査の数値によるものです。各上半期の期中平均の米ドル・日本円為替レート（2020年12月期上半期・1米ドル=108.27、2021年12月期上半期・1米ドル=107.70円）で換算しています。

②Coleman RG, Inc.

(1) 名 称	Coleman RG, Inc.			
(2) 所 在 地	1 Glenwood Avenue 5th Floor Raleigh, NC 27603			
(3) 代表者の役職・氏名	Kevin Coleman (CEO)			
(4) 事 業 内 容	エキスパートネットワークサービスの運営			
(5) 資 本 金	0米ドル（2020年12月期）			
(6) 設 立 年 月 日	2011年4月20日			
(7) 大株主及び持株比率	Coleman社（100.00%）			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当なし		
	人 的 関 係	該当なし		
	取 引 関 係	該当なし		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態（注1、2）				
	決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
純 資 産		5,552千円ドル (約609,169千円相当)	6,620千円ドル (約719,424千円相当)	7,336千円ドル (約757,109千円相当)
総 資 産		5,911千円ドル (約648,481千円相当)	6,987千円ドル (約759,299千円相当)	7,851千円ドル (約810,293千円相当)
1株当たり純資産		5,552米ドル (約609,169円相当)	6,620米ドル (約719,424円相当)	7,336米ドル (約757,109円相当)
売 上 高		8,696千円ドル (約960,155千円相当)	9,482千円ドル (約1,033,652千円相当)	9,193千円ドル (約981,583千円相当)
営 業 利 益		1,047千円ドル (約115,568千円相当)	1,099千円ドル (約119,811千円相当)	744千円ドル (約79,436千円相当)
経 常 利 益		1,047千円ドル (約115,568千円相当)	1,099千円ドル (約119,811千円相当)	744千円ドル (約79,436千円相当)
親会社株主に帰属する当期純利益		988千円ドル (約109,071千円相当)	1,068千円ドル (約116,378千円相当)	720千円ドル (約76,899千円相当)
1株当たり当期純利益		988米ドル (約109,071円相当)	1,068米ドル (約116,378円相当)	720米ドル (約76,899円相当)
1株当たり配当金		—	—	—

(注1) 各年度の期末の米ドル・日本円為替レート（2018年12月期・1米ドル=109.72円、2019年12月期・1米ドル=108.68、2020年12月期・1米ドル=103.21円）、期中平均の米ドル・日本円為替レート（2018年12月期・1米ドル=110.42円、2019年12月期・1米ドル=109.01、2020年12月期・1米ドル=106.77円）で換算しています。

(注2) 米国の会計基準に準拠して作成されております。

③Coleman Research Limited

(1) 名 称	Coleman Research Limited			
(2) 所 在 地	71-91 Aldwych, London WC2B 4HN United Kingdom			
(3) 代表者の役職・氏名	Kevin Coleman (CEO)			
(4) 事 業 内 容	エキスパートネットワークサービスの運営			
(5) 資 本 金	147 米ドル (約 15,209 円相当) (2020 年 12 月期)			
(6) 設 立 年 月 日	2008 年 5 月 14 日			
(7) 大株主及び持株比率	Coleman 社 (100.00%)			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当なし		
	人 的 関 係	該当なし		
	取 引 関 係	該当なし		
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (注 1、2)				
	決算期	2018 年 12 月期	2019 年 12 月期	2020 年 12 月期
純 資 産		1,610 千米ドル (約 176,632 千円相当)	1,877 千米ドル (約 204,004 千円相当)	2,118 千米ドル (約 218,626 千円相当)
総 資 産		1,799 千米ドル (約 197,341 千円相当)	2,021 千米ドル (約 219,608 千円相当)	2,294 千米ドル (約 236,711 千円相当)
1 株 当 たり 純 資 産		16,099 米ドル (約 1,766,321 円相当)	18,772 米ドル (約 2,040,039 円相当)	21,183 米ドル (約 2,186,260 円相当)
売 上 高		2,168 千米ドル (約 239,369 千円相当)	2,106 千米ドル (約 229,553 千円相当)	2,044 千米ドル (約 218,292 千円相当)
営 業 利 益		182 千米ドル (約 20,119 千円相当)	308 千米ドル (約 33,550 千円相当)	230 千米ドル (約 24,579 千円相当)
経 常 利 益		182 千米ドル (約 20,119 千円相当)	308 千米ドル (約 33,550 千円相当)	230 千米ドル (約 24,579 千円相当)
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		186 千米ドル (約 20,497 千円相当)	221 千米ドル (約 24,115 千円相当)	208 千米ドル (約 22,204 千円相当)
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		1,856 米ドル (約 204,966 円相当)	2,212 米ドル (約 241,153 円相当)	2,080 米ドル (約 222,045 円相当)
1 株 当 たり 配 当 金		—	—	—

(注 1) 各年度の期末の米ドル・日本円為替レート (2018 年 12 月期・1 米ドル=109.72 円、2019 年 12 月期・1 米ドル=108.68、2020 年 12 月期・1 米ドル=103.21 円)、期中平均の米ドル・日本円為替レート (2018 年 12 月期・1 米ドル=110.42 円、2019 年 12 月期・1 米ドル=109.01、2020 年 12 月期・1 米ドル=106.77 円) で換算しています。

(注 2) 米国の会計基準に準拠して作成されております。

④Coleman Research Hong Kong Limited

(1) 名 称	Coleman Research Hong Kong Limited		
(2) 所 在 地	7/F, Bonham Circus 40-44 Bonham Strand Sheung Wan Hong Kong		
(3) 代表者の役職・氏名	Kevin Coleman (CEO)		

(4) 事業内容	エキスパートネットワークサービスの運営			
(5) 資本金	129 米ドル (約 13,314 円相当) (2020 年 12 月期)			
(6) 設立年月日	2009 年 8 月 18 日			
(7) 大株主及び持株比率	Coleman 社 (100.00%)			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当なし		
	人的関係	該当なし		
	取引関係	該当なし		
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (注 1、2)				
	決算期	2018 年 12 月期	2019 年 12 月期	2020 年 12 月期
純資産		1,528 千米ドル (約 167,683 千円相当)	1,783 千米ドル (約 193,800 千円相当)	1,981 千米ドル (約 204,439 千円相当)
総資産		1,613 千米ドル (約 176,987 千円相当)	1,863 千米ドル (約 202,454 千円相当)	2,124 千米ドル (約 219,205 千円相当)
1 株当たり純資産		1,528 米ドル (約 167,683 円相当)	1,783 米ドル (約 193,800 円相当)	1,981 米ドル (約 204,439 円相当)
売上高		2,216 千米ドル (約 244,646 千円相当)	2,288 千米ドル (約 249,464 千円相当)	1,860 千米ドル (約 198,640 千円相当)
営業利益		266 千米ドル (約 29,393 千円相当)	265 千米ドル (約 28,849 千円相当)	234 千米ドル (約 24,936 千円相当)
経常利益		266 千米ドル (約 29,393 千円相当)	265 千米ドル (約 28,849 千円相当)	234 千米ドル (約 24,936 千円相当)
親会社株主に帰属する当期純利益		231 千米ドル (約 25,527 千円相当)	255 千米ドル (約 27,848 千円相当)	190 千米ドル (約 20,274 千円相当)
1 株当たり当期純利益		231 米ドル (約 25,527 円相当)	255 米ドル (約 27,848 円相当)	190 米ドル (約 20,274 円相当)
1 株当たり配当金		—	—	—

(注 1) 各年度の期末の米ドル・日本円為替レート (2018 年 12 月期・1 米ドル=109.72 円、2019 年 12 月期・1 米ドル=108.68、2020 年 12 月期・1 米ドル=103.21 円)、期中平均の米ドル・日本円為替レート (2018 年 12 月期・1 米ドル=110.42 円、2019 年 12 月期・1 米ドル=109.01、2020 年 12 月期・1 米ドル=106.77 円) で換算しています。

(注 2) 米国の会計基準に準拠して作成されております。

⑤Virtual Knowledge Exchange, LLC

(1) 名称	Virtual Knowledge Exchange, LLC
(2) 所在地	251 Little Falls Drive Wilmington, Delaware 19808
(3) 代表者の役職・氏名	Kevin Coleman (CEO)
(4) 事業内容	IP 開発・保有目的で設立 (活動無し)
(5) 資本金	なし
(6) 設立年月日	2018 年 7 月 10 日
(7) 大株主及び持株比率	Coleman 社 (100.00%)

(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当なし
	人的関係	該当なし
	取引関係	該当なし

(注) 休眠会社です。

5. 株式取得の相手先の概要

当社は、B種割当先3名並びにその他法人株主5名及び個人株主19名から Coleman 社の全株式を取得いたします。当社とこれらの株式取得の相手先との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

B種割当先の概要については、下記「II 第三者割当による種類株式及び新株予約権の発行について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」の割当予定先2乃至同5をご参照下さい。

(注) B種割当先である Isaak Karaev 氏は Coleman 社のストック・オプションを保有しておりますが、株式を保有していません。

6. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0.0%)
(2) 取得株式数	普通株式：18,321,665株 A種優先株式：2,200,000株 (議決権の数：20,521,665個)
(3) 取得価額 (注1、2、3)	普通株式及びA種優先株式：約103.35百万米ドル(約114億円相当) Coleman社にて支払い予定の本買収に係る取引諸費用から Coleman社の純現金及び運転資本額等を差し引いた金額に係る減算額(概算額)：約1百万米ドル(約1億円相当) アドバイザー費用等(概算額)：約5百万米ドル(約6億円相当) 合計(概算額)：約108百万米ドル(約118億円相当) 本買収対価のうち、約95百万米ドル(約104億円相当)については現金で支払い、残りの約13百万米ドル(約14億円相当)については、現金による支払いに代えて、本買収対価支払請求権を出資の目的とする現物出資を受けることにより、本第三者割当によるB種種類株式を発行することとしております。本買収対価はドル建てで合意しておりますが、このうち本買収対価支払請求権部分については、現物出資を受けることから2021年8月17日時点の為替レートにて換算した円建ての金額とすることで合意しており、本買収対価支払請求権は約14億円の円建債権となります。
(4) 異動後の所有株式数	普通株式：18,321,665株 A種優先株式：2,200,000株 (議決権の数：20,521,665個) (議決権所有割合：100.0%)

(注1) 取得価額は、本買収の実行後に行われる Coleman 社の純現金及び運転資本額等の額に基づく価格調整を経て確定します。

(注2) 取得価額には、Coleman 社のストック・オプション及びワラントの取得価額が含まれます。

(注3) アドバイザー費用等の概算額には、消費税等は含まれておりません。

7. 日 程

(1) 取締役会決議日	2021年8月18日
(2) 契約締結日	2021年8月18日
(3) 本買収の実行日	2021年10月31日(米国時間)(予定)

II. 第三者割当による種類株式及び新株予約権の発行について

1. 募集の概要

① A種類株式発行の概要

(1) 払込期間	2021年11月1日から同年12月31日まで(日本時間)(注)
(2) 発行新株式数	75,000株
(3) 発行価額	1株につき100,000円
(4) 調達資金の額	7,500,000,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により割り当てる。 IXGS 75,000株
(6) 普通株式の 当初取得価額	3,724円
(7) そ の 他	<p>A種類株式を保有する株主(以下「A種類株主」といいます。)は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。</p> <p>A種類株式の優先配当率は年率3.0%で設定されており、A種類株主は普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)及びB種類株式を保有する株主(以下「B種類株主」といいます。)に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において優先配当金が不足する場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種類株式は非参加型であり、A種類株主は当該優先配当に加え、普通配当を受け取ることができません。</p> <p>A種類株式の発行要項においては、A種類株主は、いつでも、当社に対して、金銭又は普通株式を対価としてA種類株式の全部又は一部の取得を請求することができることとされており、また、当社は、いつでも、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、金銭を対価としてA種類株式の全部又は一部を取得することができることとされています。</p> <p>ただし、下記のとおり、当社とA種類株式及び本新株予約権の割当予定先であるIXGSとの間で本日付で締結された株式引受契約(以下「本A種・新株予約権引受契約」といいます。)の規定により、制限が付されています。</p> <p>詳細は別紙1「株式会社ビザスクA種類株式発行要項」をご参照ください。なお、当社とA種類株式及び本新株予約権の割当予定先であるIXGSとの間で本日付で締結された本A種・新株予約権引受契約の規定に基づき、以下の①乃至⑤について合意しております。</p> <p>①IXGSは、当社の取締役会の決議による発行会社の承認なく、A種類株式を譲渡することができない。</p> <p>②A種類株式発行要項の規定にかかわらず、本A種・新株予約権引受契</p>

	<p>約に定める一定の場合を除き、IXGSは、払込日（2021年11月1日（日本時間）。但し、別途当社及びIXGSが、2021年11月2日（日本時間）から2021年12月31日までのいずれかの日を払込日とする旨合意した場合には、当該日をいいます。以下同じ。）からその6か月の応当日までの間は、A種種類株式に係る普通株式対価取得請求を行うことはできない。</p> <p>③A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、本A種・新株予約権引受契約に定める一定の場合を除き、IXGSは、払込日からその5年後の応当日までの間は、A種種類株式に係る金銭対価取得請求を行うことはできない。</p> <p>④A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、当社は、払込日からその5年6か月の応当日までの間、金銭を対価とする取得条項に基づくA種種類株式の取得を行うことはできない。また、当社は、A種種類株式発行要項に基づき、A種種類株式の金銭を対価とする取得条項に係る取締役会決議を行う場合、当該取得条項に基づく取得の効力が発生する日の1か月前までにIXGSに対してその旨を通知しなければならない。</p> <p>⑤当社は、払込日から6年後の応当日又はIXGSが当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、資金調達のみを目的として、株式等の発行等をしようとする場合、原則として、IXGSに対して、当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向の有無を確認し、IXGSが当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向を当社に対し通知した場合、当社は、IXGSとの間で、IXGSに対して当該株式等を発行等することについて誠実に協議する。</p>
--	--

(注) この期間を払込期間とした理由は、A種種類株式及び本新株予約権の発行は、(i)当社がColeman社等と締結する買収契約における前提条件が充足されることが合理的に確実であること、(ii)IXGSが外国為替及び外国貿易法に基づき必要な届出を行っており、同法に定める待機期間が経過していること、(iii)金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、(iv)本臨時株主総会において、上記の本第三者割当及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること、(v)本B種引受契約が適法に締結され、同契約所定の現物出資財産が、Coleman社等と締結する買収契約におけるクロージング日に給付されることが合理的に確実であること等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。

② B種種類株式発行の概要

(1) 払込期間	2021年11月1日から同年12月31日まで（日本時間）（注）	
(2) 発行新株式数	13,817株	
(3) 発行価額	1株につき100,000円	
(4) 調達資金の額	1,381,700,000円 全額現物出資（DES）の方法によります。	
(5) 出資の目的とする財産の内容及び価額	出資の目的とする財産は、1,381,700,000円相当の本買収対価支払請求権です。	
(6) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により割り当てる。	
	Kevin C. Coleman	7,816株
	Isaak Karaev	208株
	Hilco Trading, LLC	3,716株
	Cactii Investments, LLC	2,077株

(7) 普通株式の 当初取得価額	3,724円
(8) その他	<p>B種種類株式は、①B種種類配当金として、普通株主に先立ち、A種種類株式に劣後して、払込金額相当額に年率3.0%を乗じて算出した額が支払われます。②法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。③普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されます。詳細は別紙2「株式会社ビザスクB種種類株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>なお、当社とB種種類株式の割当予定先であるB種割当先との間で本日付で締結された株式引受契約（以下「本B種引受契約」といいます。）の規定に基づき、以下の①乃至④について合意しております。</p> <p>①B種割当先は、当社の取締役会の決議による発行会社の承認なく、B種優先株式を譲渡することができない。</p> <p>②B種種類株式発行要項の規定にかかわらず、B種割当先は、クロージング日からその6か月の応当日までの間は、B種種類株式に係る普通株式対価取得請求を行うことはできない。</p> <p>③B種種類株式発行要項の規定にかかわらず、B種割当先は、クロージング日からその5年6か月後の応当日までの間は、B種種類株式に係る金銭対価取得請求を行うことはできない。</p> <p>④B種種類株式発行要項の規定にかかわらず、当社は、クロージング日からその6年後の応当日までの間、金銭を対価とする取得条項に基づくB種種類株式の取得を行うことはできない。</p>

(注) この期間を払込期間とした理由は、B種種類株式の発行は、(i)本買収が実行されること、(ii)金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。

③ 本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2021年11月1日（日本時間） なお、払込期日は2021年12月31日（日本時間）とする。また、本A種・新株予約権引受契約において、IXGSは、払込日に、同引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意する予定です。
(2) 新株予約権の総数	5,034個（新株予約権1個につき100株）
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個当たり13,100円
(4) 当該発行による 潜在株式数	503,400株
(5) 調達資金の額	1,940,607,000円（注） （内訳） 新株予約権発行分 65,945,400円 新株予約権行使分 1,874,661,600円
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 1株当たり3,724円
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により割り当てる。 IXGS 5,034個
(8) そ の 他	詳細は別紙3「株式会社ビザスク第14回新株予約権発行要領」をご参照

	<p>ください。</p> <p>なお、当社とA種種類株式及び本新株予約権の割当予定先である IXGS との間で本日付で締結された本A種・新株予約権引受契約の規定に基づき、以下の①乃至③について合意しております。</p> <p>①IXGS は、当社の取締役会の決議による発行会社の承認なく、本新株予約権を譲渡することができない。</p> <p>②当社は、払込日から6年後の応当日又は IXGS が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、資金調達のみを目的として、株式等の発行等をしようとする場合、原則として、IXGS に対して、当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向の有無を確認し、IXGS が当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向を当社に対し通知した場合、当社は、IXGS との間で、IXGS に対して当該株式等を発行等することについて誠実に協議する。</p> <p>③本新株予約権の行使期間中に、IXGS によりA種種類株式の金銭対価取得請求権の全部又は一部が行使された場合には、当該時点以降、IXGS は、本新株予約権を一切行使できないものとし、本新株予約権の全てを放棄するものとする。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 本第三者割当の目的及び理由

(1) 本第三者割当の経緯・目的

当社は、上記「I. 本買収について 1. 本買収の目的」に記載のとおり、当社では、日本のみならず世界の知見プラットフォーム市場が拡大することが今後も想定される状況において、様々な成長投資の機会を模索してまいりました。そのような中、本買収を通じ、米国を中心とした新たな顧客基盤の獲得ができること、両社合計で40万人超のユーザー登録を有するグローバルなナレッジプラットフォームを確立できること、高い効率性と強固なコンプライアンス・プロセスを支えるシステム基盤の獲得ができること、当社の日本国内及び東南アジアにおける事業基盤と Coleman 社の米国、欧州、香港の事業基盤が一体運営されることになり、ナレッジプラットフォーム市場における新たなグローバルプレイヤーとしての位置づけを確立できることから、本買収の実行を検討することとなり、さらに適切な手法で本買収の資金を調達することが本買収を実行するための重要な課題の一つであると認識するに至りました。

同課題の検討において、当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、本買収の買収資金に充当するため、本買収の実施に十分な資金を調達可能であること、本買収後においても安定的な財務基盤を維持可能なこと、本買収の最終契約締結時において資金調達の確実性が見込まれること等を条件に、さまざまな手法を検討して参りましたが、本買収実行にあたっての資金調達金額の十分性、確実性の観点、及び本買収後の財務基盤の安定性の観点から、本買収に係る資金調達の一定以上の割合については、資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。

かかる中、2021年1月下旬より複数の投資家候補と接触し、初期的な情報提供を開始しました。その中で、2021年5月下旬にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社（以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。）から第三者割当による資本増強の提案があり、その後本買収の意義や当社の経営方針への理解を深めていただくための協議を続けてまいりました。こうした協議の結果、本買収後の安定的な財務基盤維持を目的とした資本性の調達や、既存株主の皆様へ配慮した形での資金調達を望む当社ニーズを理解いただき、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないA種種類株式及び本新株予約権による増資について合意に至ったことから、アドバンテッジアドバイザーズがサービス提供を行う先である IXGS に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、本買収対価の一部とすることといたしました。

また、当社は、本買収を実施後、Coleman 社の継続的な成長、並びに当社との円滑な統合及びシナジーの実現のためには、Kevin C. Coleman 氏の、当社及びColeman 社双方を合わせた統合会社への高いコミットメントが重要であると考え、本買収の重要な条件として、本買収に際して Kevin C. Coleman 氏が受領する対価の一部を当社株式に再投資することを提案し、前向きな協議を続けて参りました。こうした協議の結果、本買収後の当社グループの高い潜在性を理解いただき、また、Kevin C. Coleman 氏が高いコミットメントを示すことが既存の Coleman 社のステークホルダーに対する重要なメッセージとなり、Coleman 社の継続的な成長、ひいては統合会社の成長にとって重要であることに賛同いただき、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Kevin C. Coleman 氏に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、本買収対価の一部とすることといたしました。Kevin C. Coleman 氏による当社株式に対する再投資についての協議を通じ、Coleman 社の Executive Chairman であり、同社の実質的な CTO である Isaak Karaev 氏からも、本買収後の当社グループの高い潜在性を認めていること、Kevin C. Coleman 氏と共に、Coleman 社の継続的な成長、ひいては統合会社の成長に高いコミットメントを示すべく、本第三者割当への参加意向を持つことが表明され、また、Kevin C. Coleman 氏を長年に亘り支えてきた Coleman 社の主要株主である Hilco 社及び Cactii 社からも、本買収後の当社グループの高い潜在性を認めていること、Kevin C. Coleman 氏とともに本第三者割当への参加意向を持つことが表明され、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Isaak Karaev 氏、Hilco 社及び Cactii 社に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、本買収対価の一部とすることといたしました。

(2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、本買収の買収資金に充当するため、本買収の実施に十分な資金を調達可能であること、本買収後においても安定的な財務基盤を維持可能なこと、本買収の最終契約締結時において資金調達の確実性が見込まれること等を条件に、さまざまな手法を検討して参りました。

その過程において一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしました。いずれも資金調達金額の十分性、確実性の観点から、最適な資金調達手法とは言えないと判断いたしました。また、本買収後の財務基盤の安定性に鑑みれば、金融機関からの借入れや社債発行などによる負債性の調達に全て依存することは望ましくないと考え、一定以上の割合を資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。

本第三者割当においては、普通株式による第三者割当増資にて資金調達した場合に想定される即時の株主構成の変化が当社の安定した事業運営や株価に与える影響も勘案し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことが無いA種種類株式（総額 7,500 百万円）、B種種類株式（総額 1,382 百万円）及び本新株予約権（総額 1,941 百万円）により調達することといたしました。本第三者割当は、当社株式に一定の潜在的な希薄化を生じさせるものの、本買収を通じた財務メリットが希薄化を上回ることが想定されること、資本性の資金により財務基盤の安定性を維持することが当社の今後の安定的な成長に資すると考えられることから当社にとって現時点での最良の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	9,440,607,000 円
②	発行諸費用の概算額	190,000,000 円
③	差引手取概算額	9,250,607,000 円

(注1) 払込金額の総額は、A種種類株式の払込価額総額7,500,000,000 円、本新株予約権の払込金額の総額 65,945,400 円及び当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額1,874,661,600 円を合算した金額です。B種種類株式は、本買収対価支払請求権の現物出資によ

り発行されるため、資金の調達はありません。

(注2) 本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。

(注3) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注4) 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用 (MUMSS、1 百万米ドル (税抜))、弁護士費用、A 種類株式及び B 種類株式並びに本新株予約権に係る価値評価費用、デュー・ディリジェンス対応費用並びにその他事務費用 (臨時報告書作成費用、払込取扱銀行手数料、割当予定先の反社会的勢力との関係のチェックを含む調査費用、登記関連費用及び臨時株主総会開催費用等) の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① A 種類株式及び B 種類株式に係る差引手取概算額の資金使途

A 種類株式の資金使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
本買収の対価のうち現金部分の支払	7,349	2021 年 11 月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

B 種類株式は、本買収対価支払請求権の現物出資により発行されるため、手取額はありません。なお、現物出資の目的となる債権の内容につきましては、「I. 本買収について 2. 本買収の対価」をご参照ください。

② 本新株予約権に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
本買収の対価のうち現金部分の支払及び本買収に係る借入金の弁済	1,902	2021 年 11 月～2026 年 10 月

(注) 本買収に係る借入金の弁済スケジュールは、2021 年度 75 百万円、2022 年度 300 百万円、2023 年度 325 百万円、2024 年度 425 百万円、2025 年度 500 百万円、2026 年度 2,375 百万円となっております。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権が全額行使された場合においても、本買収に係る借入金の全額を弁済するには至らないこと、本新株予約権の行使のタイミングによって充当可能な借入金の弁済スケジュールが異なることから、各弁済タイミングにおける調達不足分を手元資金にて充当することを想定しておりますが、本新株予約権の行使状況により想定どりの資金調達ができなかった場合には、手元資金を更に充当することを検討いたします。

上記のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。
ア. 本買収の対価のうち現金部分の支払い

上記「I. 本買収について 2. 本買収の対価」に記載のとおり、本買収対価の総額は Coleman 社の企業価値 103.35 百万米ドルにクロージング時点の純現金の見込金額を加算し Coleman 社にて支払い予定の本買収に係る取引諸費用を減算した約 102 百万米ドル (約 112 億円相当) を見込んでおり、さらに、その他の本買収費用等 5 百万米ドル (約 6 億円相当) が必要となります。このうち、現物出資により B 種類株式の割当に充当される約 13 百万米ドル (約 14 億円相当) を除いた約 95 百万米ドル (約 104 億円相当) の現金が必要となり、このうち約 74 億円については、クロージング時点での本第三者割当による調達金額の手取概算額 (A 種類株式による調達金額約 75 億円及び本新株予約権の発行時の払込金額の総額約 1 億円から発行諸費用約 2 億円を控除した金額) により充当し、残りの必要資金のうち約 31 億円については借入金で充当します。

イ. 本買収に係る借入金の弁済

当該借入金の弁済資金の一部として、本新株予約権の行使が行われた場合の調達資金を充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当による調達資金は本買収の対価に充当されること、上記「I. 本買収について 1. 本買収の目的」のとおり、本買収は、当社の企業価値の向上に資するものであり、本第三者割当は最終的に既存株主の皆様利益に資するものであると考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① A種種類株式

当社は、本第三者割当に係る出資の方法及び内容に関しては、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおり、割当予定先との間で真摯な協議を行い、その結果、A種種類株式の払込金額を1株当たり100,000円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯に加えて、A種種類株式の商品性を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及びIXGSから独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング30階、代表取締役社長 野口真人）（以下「ブルータス」といいます。）に対してA種種類株式の価値算定を依頼し、A種優先株式評価報告書（以下「A種種類株式算定書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関であるブルータスは、A種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、A種種類株式発行要項及び本A種・新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮のうえ、一定の前提（A種種類株式の転換価額、想定する満期までの期間、当社普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率等）の下、A種種類株式の公正価値の算定をしております。A種種類株式算定書において2021年8月17日の東証終値を基準として算定されたA種種類株式の価値は、1株あたり98,800円とされております。

当社は、当社及びIXGSから独立した第三者算定機関であるブルータスによるA種種類株式算定書における上記算定結果やA種種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先であるIXGSとの間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものです。上記のとおり、当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、ブルータスによるA種種類株式算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額（1株当たり100,000円）は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。しかしながら、A種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

② B種種類株式

当社は、本第三者割当に係る出資の方法及び内容に関しては、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおり、B種割当先との間で真摯な協議を行い、その結果、B種種類株式の払込金額を1株当たり100,000円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯に加えて、B種種類株式の商品性を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、B種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及びB種割当先から独立した第三者算定機関であるブルータスに対してB種種類株式の価値算定を依頼し、B種優先株式評価報告書（以下「B種種類株式算定書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関であるブルータスは、B種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価

値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、B種種類株式発行要項及び本B種引受契約引受契約に定められた諸条件を考慮のうえ、一定の前提（B種種類株式の転換価額、想定する満期までの期間、当社普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率等）の下、B種種類株式の公正価値の算定をしております。B種種類株式算定書において2021年8月17日の東証終値を基準として算定されたB種種類株式の価値は、1株あたり92,500円とされております。

上記のとおり、当社としては、B種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、プルータスによるB種種類株式算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、B種種類株式の払込金額（1株当たり100,000円）は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。しかしながら、B種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、B種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてB種種類株式を発行することといたしました。

③ 本新株予約権

当社は、本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権発行要項及び本A種・新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるプルータスに依頼しました。プルータスは、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、本新株予約権発行要項及び本A種・新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮のうえ、一定の前提（本新株予約権の権利行使価格、満期までの期間、当社普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率等）の下、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権1個につき13,100円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の13,100円としています。また、本新株予約権の当初行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（2021年8月18日）の直前取引日までの3か月の終値平均値である3,724円といたしました。なお、かかる当初行使価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値である3,745円に対して、0.56%のディスカウント、取締役会決議日の前1か月平均値である3,810円に対して2.26%のディスカウント、6か月平均値である3,837円に対して2.95%のディスカウントであります。

当初行使価額を上記のとおり設定したのは、割当予定先との協議も踏まえた上で、A種種類株式及びB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権に係る取得価額と同様、既存株主が本第三者割当を通じた希薄化による不利益を過度に被ることがないように、現時点の普通株式の時価を使用することを原則としつつ、当社株価のボラティリティを勘案し、一定期間の平均値を採用することが妥当であると判断し、さらにアドバンテッジアドバイザーズとの本格協議を開始後の期間と概ね一致する3か月の終値平均値を使用することで割当先と合意したためです。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行価額は、当該算定機関の算定結果と同額であり、有利発行に該当しないとした取締役会の判断については、法令に違反しておらず適法である旨の意見を得ております。

また、本新株予約権については、上記「1. 募集の概要 ③本新株予約権発行の概要（1）割当日」に記載のとおり、割当日を2021年11月1日、払込期日を2021年12月31日と定める一方で、本A種・新株予約権引受契約において、2021年11月1日を払込日と定める予定であり、これに加えて、別途当社及び割当予定先が合意することにより、2021年11月2日から2021年12月31日までのいずれかの日を払込日とすることができる旨も合意する予定です。このように払込日を一定の期間において柔軟に調整することができる設計としたの

は、払込期日の直前に、何らかの不測の事態が生じた場合のリスクを回避又は低減するためであり、本新株予約権の発行の実行の確実性を高めるものとして、当社にとって有益なものと考えております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種種類株式については、IXGS は当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値向上と株式価値最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的としていることから、2022年5月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、A種種類株式の全部について当初取得価額にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式 2,013,963 株が交付され、その議決権数は 20,139 個となります (2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数 8,789,450 株に対する比率は 22.91%、完全希薄化後発行済株式総数 9,330,400 株に対する比率は 21.58%、議決権総数 87,819 個に対する比率は 22.93%)。但し、A種優先配当に未払いの金額が存在する場合、当該未払い優先配当額の全てに応じた金額が加算された基準価額により交付する当社普通株式の数が決定されるため、未払いのA種優先配当額が増加すればそれに応じて発行される当社普通株式の数も増加することになります。仮に1事業年度のA種優先配当額 225 百万円が基準価額に加算されたとした場合、上記株式数に加え、当初取得価額におけるA種種類株式発行前の発行済株式総数の 0.69%、完全希薄化後発行済株式総数の 0.65% (A種種類株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は 0.69%) となり相当の当社普通株式が追加で発行されることとなります。

また、B種種類株式については、2022年5月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、B種種類株式の全部についてこの取得請求権が行使された場合、普通株式 371,024 株が交付され、その議決権数は 3,710 個となります (2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数 8,789,450 株に対する比率は 4.22%、完全希薄化後発行済株式総数 9,330,400 株に対する比率は 3.98%、議決権総数 87,819 個に対する割合は 4.22%)。但し、B種優先配当に未払いの金額が存在する場合、当該未払い優先配当額の全てに応じた金額が加算された基準価額により交付する当社普通株式の数が決定されるため、未払いのB種優先配当額が増加すればそれに応じて発行される当社普通株式の数も増加することになります。仮に1事業年度のB種優先配当額 41 百万円が基準価額に加算されたとした場合、上記株式数に加え、当初取得価額におけるB種種類株式発行前の発行済株式総数の 0.13%、完全希薄化後発行済株式総数の 0.12% (B種種類株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は 0.13%) となり、相当の当社普通株式が追加で発行されることとなります。

かかるA種種類株式及びB種種類株式の潜在株式数を合計した希薄化率 (優先配当額の換算を含みます。) は、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数 8,789,450 株に対して 32.86%、完全希薄化後発行済株式総数 9,330,400 株に対して 30.96%、議決権総数 87,819 個に対して 32.89%となります。また、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数にA種種類株式及びB種種類株式に係る潜在株式数を合算した 11,245,985 株に対して 21.84%、完全希薄化後発行済株式総数にA種種類株式及びB種種類株式に係る潜在株式数を合算した 11,786,935 株に対して 20.84%、議決権総数にA種種類株式及びB種種類株式に係る潜在議決権数を合算した 112,383 個に対して 21.86%となります。

さらに、本新株予約権の目的となる株式数は 503,400 株であり、同株式に係る議決権の数は 5,034 個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数 8,789,450 株に対する比率は 5.73%、完全希薄化後発行済株式総数 9,330,400 株に対する比率は 5.40%、同日現在の当社の議決権総数 87,819 個に対する比率は 5.73%となります。

A種種類株式及びB種種類株式の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した希薄化率は、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数にA種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合算した 11,677,837 株に対して 24.743%、完全希薄化後発行済株式総数にA種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合算した 12,218,787 株に対して 23.64%、議決権総数にA種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権に係る潜在議決権数を合算した 116,702 個に対して 24.75%となり、本第三者割当により一定の希薄化が生じます。

一方で、当社が上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達資金の具体的な用途」で記載した資金を得ることは、上記「I. 本買収について 1. 本買収の目的」に記載のとおり、本買収を通じた

グローバル展開の加速とナレッジプラットフォームの拡大と強化を可能とするものですので、中長期的な視点からは当社の企業価値の向上、ひいては既存株主の皆様への利益にも資するものと考えております。さらに、本買収により、新たにColeman社から生じる売上高が当社の連結範囲に取り込まれることになり、当社の1株あたりの売上高は向上することが見込まれております。また、新たにColeman社から生じる事業の利益が当社の連結範囲に取り込まれることになり、当社の1株あたりの調整後当期純利益（注）（調整後EPS）についても向上することが見込まれており、本買収は、当社の少数株主の皆様への利益の拡大にも貢献するものと考えております。

これらを勘案し、本第三者割当による一定規模の希薄化（当社完全希薄化後発行済株式総数が1.31倍に増加）が生じることになるものの、当社2021年5月に終わる12か月間の連結EBITDAとColeman社2021年6月に終わる12か月間の連結EBITDAの合算値が、当社2021年5月に終わる12か月間の連結EBITDAの3.8倍になることに例示されるように、本買収を通じた財務メリットが希薄化を上回ることが想定されること、資本性の資金により財務基盤の安定性を維持することが当社の今後の安定的な成長に資すると考えられることから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、A種種類株式及びB種種類株式の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した交付株式数の総数最大2,888,387株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は約8万株であり、当社普通株式は一定の流動性を有していると考えております。また、A種種類株式及びB種種類株式の転換並びに本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、加えて、A種種類株式及び本新株予約権の割当予定先からは当社の中長期的な企業価値向上と株式価値最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的として、A種種類株式並びに本新株予約権を中長期的に保有する方針である旨、売却に際しては基本的に当社との協議を経て手法を選択し、売却活動を行う旨の説明を受けていること、B種種類株式の割当予定先とは、本B種引受契約において、B種種類株式及び転換後の普通株式についてクロージング日後最長2年間のロックアップに同意をしており、それも踏まえ、当社としてはB種割当先はB種種類株式を中期的に保有する方針と捉えていることから、本第三者割当による株式は短期的には株式市場へ流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

（注）調整後当期純利益とは、親会社株主に帰属する当期純利益から、本買収に起因して計上されると想定されるのれんや、無形固定資産等に関する償却費を除いた数値となります。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

割当予定先1 (A種種類株式割当予定株式数75,000株、本新株予約権5,034個) (2021年7月31日時点)

(1)	名 称	IXGS Investment IV, L.P.
(2)	所 在 地	c/o Walkers Corporate Limited 190 Elgin Avenue George Town Grand Cayman KY1-9008 Cayman Islands
(3)	設 立 根 拠 等	the Exempted Limited Partnership Law of the Cayman Islands
(4)	組 成 目 的	投資
(5)	組 成 日	2021年3月26日
(6)	出 資 の 総 額	76億円
(7)	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	アドバンテッジアドバイザーズ成長支援投資事業有限責任組合 75.6% 投資事業有限責任組合インフレクションII号 15.3% Inflexion II Cayman, L.P. 5.3% その他 3.8% その他の出資者については、海外法人2社で構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。
(8)	無限責任組合員の概要	名 称 IXGS, Inc.

	所在地	c/o Walkers Corporate Limited 190 Elgin Avenue George Town Grand Cayman KY1-9008 Cayman Islands
	代表者の 役職・氏名	取締役 Douglas R. Stringer
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	資本金	1,000 米ドル
(9) 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(10) 上場会社と当該 ファンドとの間の関係	上場会社と 当該ファンド との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンド へは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業 務執行組合員 との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載 すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファ ンドの業務執行組合員、当該ファンドの出資者（現出資 者を含みます。）並びに当該ファンドの業務執行組合員 の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関 係・人的関係・取引関係はありません。

当社は、IXGS、IXGS の業務執行組合員及びその役員、並びに IXGS の全ての出資者（以下「割当予定先関係者」と総称します。）が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂 2 丁目 8 番 11 号、代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しております。

割当予定先 2 (B 種種類株式 割当予定株式数 7,816 株)

(1) 氏名	Kevin C. Coleman
(2) 住所	Fishers Island, NY, USA
(3) 職業の内容	Coleman 社 CEO
(4) 上場会社と 当該個人との関係	
資本関係	該当なし
人的関係	該当なし
取引関係	該当なし
関連当事者への 該当状況	該当なし

当社は、Kevin C. Coleman 氏及びその関係企業が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼しました。その結果、Kevin C. Coleman 氏及びその関係企業について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は Kevin C. Coleman 氏及びその関係企業が反社会的勢力と一切関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

割当予定先 3 (B 種種類株式 割当予定株式数 208 株)

(1) 氏名	Isaak Karaev
(2) 住所	New York, NY, USA
(3) 職業の内容	Coleman 社 Executive Chairman

(4) 上場会社と 当該個人の関係	
資本関係	該当なし
人的関係	該当なし
取引関係	該当なし
関連当事者への 該当状況	該当なし

当社は、Isaak Karaev 氏及びその関係企業が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼しました。その結果、Isaak Karaev 氏及びその関係企業について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は Isaak Karaev 氏及びその関係企業が反社会的勢力と一切関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

割当予定先4 (B種種類株式 割当予定株式数 3,716 株) (2021年8月3日時点)

(1) 名 称	Hilco Trading, LLC
(2) 所在地	5 Revere Drive, Suite 206 Northbrook, Illinois 60062
(3) 代表者の役職・氏名	Eric W. Kaup, EVP (General Counsel)
(4) 事業内容	持株会社
(5) 資本金	非開示
(6) 設立年月日	2006年9月26日
(7) 発行済株式数	非開示
(8) 決算期	非開示
(9) 従業員数	非開示
(10) 主要取引先	該当なし
(11) 主要取引銀行	非開示
(12) 大株主及び持株比率	非開示
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	該当なし
人的関係	該当なし
取引関係	該当なし
関連当事者への 該当状況	該当なし

(※) Hilco Trading, LLC からは、「(5) 資本金」、「(7) 発行済株式数」、「(8) 決算期」、「(9) 従業員数」、「(11) 主要取引銀行」並びに「(12) 大株主及び持株比率」について非開示とすることを求められており、当社で把握していないため、記載しておりません。

当社は、Hilco Trading, LLC 並びにその役員及び主要株主が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼しました。その結果、Hilco Trading, LLC 並びにその役員及び主要株主について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は Hilco Trading, LLC 並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力と一切関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

割当予定先5 (B種種類株式 割当予定株式数 2,077 株) (2021年8月3日時点)

(1) 名 称	Cactii Investments, LLC
(2) 所在地	PO Box 879 Darien, CT 06820
(3) 代表者の役職・氏名	Michael Frankenfield (Manager) Edward Orenstein (Manager)

(4) 事業内容	投資会社
(5) 資本金	非開示
(6) 設立年月日	2012年12月10日
(7) 発行済株式数	非開示
(8) 決算期	12月31日
(9) 従業員数	2名
(10) 主要取引先	該当なし
(11) 主要取引銀行	Bank of America Merrill Lynch
(12) 大株主及び持株比率	非開示
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	該当なし
人的関係	該当なし
取引関係	該当なし
関連当事者への 該当状況	該当なし

(※) Cactii Investments, LLCからは、「(5) 資本金」、「(7) 発行済株式数」並びに「(12) 大株主及び持株比率」について非開示とすることを求められており、当社で把握していないため、記載しておりません。

当社は、Cactii Investments, LLC 及びその共同経営者が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼しました。その結果、Cactii Investments, LLC 及びその共同経営者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社はCactii Investments, LLC 及びその共同経営者が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先1 IXGS

割当予定先である IXGS に対してサービス提供を行うアドバンテッジアドバイザーズは、国内のプライベート・エクイティ・ファンドのパイオニアであるアドバンテッジパートナーズグループの中で、上場企業の株式を取得するとともに経営陣と一体となって企業価値向上に取り組む投資戦略(プライベートソリューションズ投資)を担当しております。

当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、本買収の買収資金に充当するため、本買収の実施に十分な資金を調達可能であること、本買収後においても安定的な財務基盤を維持可能なこと、本買収の最終契約締結時において資金調達の確実性が見込まれること等を条件に、さまざまな手法を検討して参りましたが、本買収実行にあたっての資金調達金額の十分性、確実性の観点、及び本買収後の財務基盤の安定性の観点から、本買収に係る資金調達の一定以上の割合については、資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。

このような中、2021年1月下旬より複数の投資家候補と接触し、初期的な情報提供を開始しました。その中で、2021年5月下旬にアドバンテッジアドバイザーズから第三者割当による資本増強の提案があり、その後本買収の意義や当社の経営方針への理解を深めていただくための協議を続けてまいりました。こうした協議の結果、本買収後の安定的な財務基盤維持を目的とした資本性の調達や、既存株主の皆様へ配慮した形での資金調達を望む当社ニーズを理解いただき、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないA種種類株式及び本新株予約権による増資について合意に至ったことから、IXGS に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、アドバンテッジアドバイザーズの関係会社が運営し、またアドバンテッジアドバイザーズがサービス提供を行う IXGS を割当予定先として選定しました。

本第三者割当により、IXGS はA種種類株式 75,000 株、本新株予約権 5,034 個を保有することになるため、

A種種類株式が取得請求権の行使により当社普通株式に転換された場合、また本新株予約権が行使された場合、一定規模の希薄化が生じることになるものの、本買収を通じた財務メリットが希薄化を上回ることが想定されること、資本性の資金により財務基盤の安定性を維持することが当社の今後の安定的な成長に資すると考えられることから、既存株主の皆さまの将来的な利益に資するものと判断しました。アドバンテッジアドバイザーズは、本買収後の当社の経営方針について賛同しており、かつ、本第三者割当後も当社の自主独立性を最大限尊重する予定であることから、アドバンテッジアドバイザーズがサービス提供を行う IXGS が割当予定先として最も相応しい相手であると判断し、割当予定先として選定しました。

なお、当社は割当予定先である IXGS との間で、2021年8月18日付で、以下の内容を含んだ本A種・新株予約権引受契約を締結しております。

① A種種類株式及び本新株予約権の譲渡制限

IXGS は、当社の取締役会の決議による発行会社の承認なく、A種種類株式及び本新株予約権を譲渡することができない。

② 事前協議権

当社は、払込日から6年後の応当日又は IXGS が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、資金調達のみを目的として、株式等の発行等をしようとする場合、IXGS に対して、当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向の有無を確認するものとする。但し、IXGS が当社に対して当該通知を要しない旨を通知した場合は、この限りではない。

IXGS が当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向を当社に対し通知した場合、当社は、IXGS との間で、IXGS に対して当該株式等を発行等することについて誠実に協議するものとする。

② A種種類株式の普通株式対価取得請求の条件

A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、本A種・新株予約権引受契約に定める一定の場合を除き、IXGS は、払込日からその6か月の応当日までの間は、A種種類株式に係る普通株式対価取得請求を行うことはできない。

④ A種種類株式の金銭対価取得請求の条件

A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、IXGS は、払込日からその5年後の応当日までの間は、A種種類株式に係る金銭対価取得請求を行うことはできない。但し、(a)Coleman 社の支配権変動事由（当社以外の者が Coleman 社の議決権の過半数を直接又は間接に取得することをいう。）若しくは Coleman 社の資産の全部若しくは実質的に全部の売却が生じたか若しくはこれらに関する法的拘束力のある最終契約書が締結された場合、又は、(b)Coleman 社の倒産手続等の開始の申立てがされた場合等本A種・新株予約権引受契約に定める一定の事由が生じた場合にはこの限りではない。

⑤ A種種類株式の取得条項の条件

A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、当社は、払込日からその5年6か月の応当日までの間、金銭を対価とする取得条項に基づくA種種類株式の取得を行うことはできない。また、当社は、A種種類株式発行要項に基づき、A種種類株式の金銭を対価とする取得条項に係る取締役会決議を行う場合、当該取得条項に基づく取得の効力が発生する日の1か月前までに IXGS に対してその旨を通知しなければならない。

⑥ 本新株予約権の行使制限

本新株予約権の行使期間中に、IXGS によりA種種類株式の金銭対価取得請求権の全部又は一部が行使された場合には、当該時点以降、IXGS は、本新株予約権を一切行使できないものとし、本新株予約権の全てを放棄するものとする。

⑦ 分配可能の維持

当社は、払込日から5年後の応当日以降にその末日が到来する、当社の各事業年度末日の分配可能額を75億円以上に維持するものとする。

割当予定先2 Kevin C. Coleman

割当予定先であるKevin C. Coleman氏は、Coleman社の創業者CEOであり、本買収完了後も当社グループ会社となったColeman社のCEO職を継続して務めることが予定されております。当社では、本買収を実施後、Coleman社の継続的な成長、並びに当社との円滑な統合及びシナジーの実現のためには、Kevin C. Coleman氏の、当社及びColeman社双方を合わせた統合会社への高いコミットメントが重要であると考え、本買収の重要な条件として、本買収に際してKevin C. Coleman氏が受領する対価の一部を当社株式に再投資することを提案し、前向きな協議を続けて参りました。こうした協議の結果、本買収後の当社グループの高い潜在性を理解いただき、また、Kevin C. Coleman氏が高いコミットメントを示すことが既存のColeman社のステークホルダーに対する重要なメッセージとなり、Coleman社の継続的な成長、ひいては統合会社の成長にとって重要であることに賛同し、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Kevin C. Coleman氏に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、Kevin C. Coleman氏を割当予定先として選定しました。

なお、当社はB種割当先との間で、2021年8月18日付で、以下の内容を含んだ本B種引受契約を締結しております。

① B種種類株式の譲渡制限

B種割当先は、当社の取締役会の決議による発行会社の承認なく、B種優先株式を譲渡することができない。

② B種種類株式の普通株式対価取得請求の条件

B種種類株式発行要項の規定にかかわらず、B種割当先は、クロージング日からその6か月の応当日までの間は、B種種類株式に係る普通株式対価取得請求を行うことはできない。

③ B種類株式の金銭対価取得請求の条件

B種類株式発行要項の規定にかかわらず、B種割当先は、クロージング日からその5年6か月後の応当日までの間は、B種種類株式に係る金銭対価取得請求を行うことはできない。

④ B種種類株式の取得条項の条件

B種種類株式発行要項の規定にかかわらず、当社は、クロージング日からその6年後の応当日までの間、金銭を対価とする取得条項に基づくB種種類株式の取得を行うことはできない。

また、当社は、2021年8月18日付で、Kevin C. Coleman氏との間でEmployment Agreementを締結しており、本臨時総会で承認が得られることを条件に、Kevin C. Coleman氏は当社の取締役に就任する予定です。

割当予定先3 Isaak Karaev

割当予定先であるIsaak Karaev氏は、Coleman社のExecutive Chairmanであり、同社の実質的なCTOとして同社事業を牽引して参りました。本買収完了後も当社グループ会社となったColeman社の経営メンバーを務めることが予定されております。当社では、本買収を実施後、Coleman社の継続的な成長、並びに当社との円滑な統合及びシナジーの実現のためには、Kevin C. Coleman氏の、当社及びColeman社双方を合わせた統合会社への高いコミットメントが重要であると考え、本買収の重要な条件として、本買収に際してKevin C. Coleman氏が受領する対価の一部を当社株式に再投資することを提案し、前向きな協議を続けて参りました。こうした協議を通じ、Kevin C. Coleman氏と共に事業を牽引してきたIsaak Karaev氏からも、本買収後の当社グループの高い潜在性を認めていること、Kevin C. Coleman氏と共に、Coleman社の継続的な成長、ひいて

は統合会社の成長に高いコミットメントを示すべく、本第三者割当への参加意向を持つことが表明され、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Isaak Karaev 氏に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、Isaak Karaev 氏を割当予定先として選定しました。

割当予定先4 Hilco Trading, LLC

割当予定先である Hilco 社は、Coleman 社を長期に亘って支えてきた Coleman 社の主要株主です。当社では、本買収を実施後、Coleman 社の継続的な成長、並びに当社との円滑な統合及びシナジーの実現のためには、Kevin C. Coleman 氏の、当社及びColeman 社双方を合わせた統合会社への高いコミットメントが重要であると考え、本買収の重要な条件として、本買収に際して Kevin C. Coleman 氏が受領する対価の一部を当社株式に再投資することを提案し、前向きな協議を続けて参りました。こうした協議を通じ、Kevin C. Coleman 氏を長年に亘り支えてきた Hilco 社からも、本買収後の当社グループの高い潜在性を認めていること、Kevin C. Coleman 氏とともに本第三者割当への参加意向を持つことが表明され、Kevin C. Coleman 氏が同社の参加を強く希望したこと、当社にとっても本買収における資金調達の一助となること、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Hilco 社に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、Hilco 社を割当予定先として選定しました。

割当予定先5 Cactii Investments, LLC

割当予定先である Cactii 社は、Coleman 社を長期に亘って支えてきた Coleman 社の主要株主です。当社では、本買収を実施後、Coleman 社の継続的な成長、並びに当社との円滑な統合及びシナジーの実現のためには、Kevin C. Coleman 氏の、当社及びColeman 社双方を合わせた統合会社への高いコミットメントが重要であると考え、本買収の重要な条件として、本買収に際して Kevin C. Coleman 氏が受領する対価の一部を当社株式に再投資することを提案し、前向きな協議を続けて参りました。こうした協議を通じ、Kevin C. Coleman 氏を長年に亘り支えてきた Cactii 社からも、本買収後の当社グループの高い潜在性を認めていること、Kevin C. Coleman 氏とともに本第三者割当への参加意向を持つことが表明され、Kevin C. Coleman 氏が同社の参加を強く希望したこと、当社にとっても本買収における資金調達の一助となること、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Cactii 社に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、Cactii 社を割当予定先として選定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

① A種種類株式

A種種類株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換及び売却について、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値向上と株式価値最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的に、A種種類株式を中長期的に保有する方針である旨、売却に際しては基本的に当社との協議を経て手法（立会外分売、株式一括売却信託、売出し、ブロックトレード、市場売却などの手法による市場を通じた売却、今後の当社事業提携パートナーへの相対での売却等）を選択し、売却活動を行う旨の説明を IXGS より受けております。当社は、IXGS が払込期日から2年以内にA種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を受領する予定です。

③ B種種類株式

B種種類株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換及び売却について、B種株主は、本B種引受契約において、B種種類株式及び転換後の普通株式についてクロージング日後最

長2年間のロックアップに同意をしており、それも踏まえ、B種割当先はB種種類株式を中期的に保有する方針と捉えております。なお、当社は、B種割当先がクローリング日から2年以内にB種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を受領する予定です。

③ 本新株予約権

当社は、IXGS から、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値向上と株式価値最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使した上で売却する際における投資資金の回収）を目的として、本新株予約権を中長期的に保有する方針である旨、売却に際しては基本的に当社との協議を経て手法を選択し、売却活動を行う旨の説明を受けております。

本新株予約権の譲渡に関しては、本A種・新株予約権引受契約において、当社取締役会の承認を要する旨規定しています。当社取締役会が本新株予約権の譲渡承認を行う場合、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないこと、譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況を確認した上で、承認を行うこととします。

上記の手続を経て、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡することを承認した場合、直ちにその旨並びに譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないことを確認した手続について適時開示を行います。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である IXGS について、本日現在においてA種種類株式及び本新株予約権第三者割当に係る払込みのために必要かつ十分な資金を保有してはいないものの、IXGS に係る投資事業有限責任組合契約書の写しを確認することにより、各出資者と割当予定先との間で、割当予定先において資金が必要なときに無限責任組合員である AAGS Investment, Inc. が行うキャピタルコールに応じ、各出資者が割当予定先に対する出資を行う旨の約束があることを確認するとともに、割当予定先の出資者である AA Growth Support Fund (Japan), ILP から 2021 年 8 月 13 日付、Inflexion II, L.P. から 2021 年 8 月 13 日付、Inflexion II Cayman, L.P. から 2021 年 8 月 13 日付、APIP, Inc から 2021 年 8 月 3 日付及び Advantage Partners (H.K.) Limited から 2021 年 8 月 3 日付の取引銀行に係る入金明細一覧表（預金残高が記載されたもの）の写しを取得することにより、各出資者において、A種種類株式及び本新株予約権第三者割当に係る払込みに必要な資金を保有していることを確認いたしました。

また、B種種類株式の割当先であるB種割当先については、全額現物出資（DES）の手法を採用するため、B種割当先からの払込みについては、全額当社に対する金銭以外の財産の現物出資の方法によるものであり、金銭による払込みは行われません。なお、現物出資の目的となる財産は、本買収に係る取得価額に関する譲渡代金支払請求権の一部であることから、当社におきましては Coleman 社の株主名簿等により、B種割当先が Coleman 社の株式を保有していることを確認しました。

したがって、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の発行に係る払込み、また本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（2021年2月28日現在）		募集後	
端羽英子	50.57%	端羽英子	38.06%
A-Fund II, L.P. (常任代理人 みずほ証券株式会社)	6.36%	IXGS Investment IV, L.P.	21.56%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5.04%	A-Fund II, L.P. (常任代理人 みずほ証券株式会社)	4.78%

楽天証券株式会社	3.02%	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3.79%
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	2.47%	楽天証券株式会社	2.28%
花村創史	2.28%	株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	1.86%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1.79%	Kevin C. Coleman	1.80%
CA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合	1.39%	花村創史	1.71%
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	1.06%	NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1.35%
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	1.02%	CA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合	1.05%

(注1) 上表における大株主及び持株比率は、2021年2月28日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(注2) 募集後の大株主及び持株比率は、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数8,789,450株に、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の潜在株式数2,888,387株を加算した11,677,837株に対して、A種種類株主、B種種類株主及び本新株予約権保有者が即座に普通株式の取得請求権、普通株式転換権を行使した場合の割合です。

(2) A種種類株式

募集前 (2021年8月18日現在)	募集後	
該当なし	IXGS Investment IV, L.P.	100.00%

(3) B種種類株式

募集前 (2021年8月18日現在)	募集後	
該当なし	Kevin C. Coleman	56.57%
	Isaak Karaev	1.51%
	Hilco Trading, LLC	26.89%
	Cactii Investments, LLC	15.03%

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当に伴う希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。

また、A種種類株式の発行についても客観的な市場価格がなく、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないと考えられます。

また、B種種類株式についても客観的な市場価格がなく、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、B種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないと考えられます。

そこで、具体的には、本臨時株主総会において、A種種類株式、B種種類株式、本新株予約権の必要性及び相当性について株主の皆様へ説明した上で、A種種類株式、B種種類株式について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様へ意思確認をさせていただくことを予定しております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単体)

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
営業収益	614百万円	983百万円	1,604百万円
経常利益	24百万円	57百万円	193百万円
当期純利益	27百万円	52百万円	198百万円
1株当たり当期純利益金額	3.58円	6.88円	23.02円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり純資産額	△56.46円	12.97円	115.45円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2021年2月28日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,789,450株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	540,950株	6.15%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	540,950株	6.15%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	540,950株	6.15%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
始値	－円	－円	1,310円
高値	－円	－円	5,450円
安値	－円	－円	910円
終値	－円	－円	3,865円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	3,865円	4,240円	3,920円	3,500円	3,960円	3,595円
高値	4,415円	4,630円	3,920円	4,045円	4,585円	3,945円
安値	3,270円	3,830円	3,165円	3,220円	3,530円	3,430円
終値	4,210円	3,945円	3,510円	3,995円	3,590円	3,745円

(注) 2021年8月については、同年8月17日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2021年8月17日
始値	3,850円
高値	3,905円
安値	3,745円
終値	3,745円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・公募増資(新規上場時)

払込期日	2020年3月9日
調達資金の額	681,750,000円（差引手取概算額）
発行価額	1,387.50円
募集時における発行済株式数	7,685,000株
当該募集による発行株式数	500,000株
募集後における発行済株式数	8,185,000株
発行時における当初の資金使途 (注)	<p>公募による新株式発行とオーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行による調達資金の額と合わせて以下のとおりです。</p> <p>①財務体質の強化を目的とした金融機関からの借入金の返済資金 201,108千円（2021年2月期：11,108千円、2022年2月期：190,000千円）</p> <p>②当社及び当社サービスの知名度向上、並びにアドバイザーや依頼者の獲得に要する広告宣伝費の一部 75,000千円（2021年2月期：25,000千円、2022年2月期：25,000千円、2023年2月期：25,000千円）</p> <p>③採用費及び人件費の一部 636,660千円（2021年2月期：265,000千円、2022年2月期：371,660千円）</p>
発行時における支出予定時期	<p>①2021年2月期及び2022年2月期</p> <p>②2021年2月期、2022年2月期及び2023年2月期</p> <p>③2021年2月期、2021年2月期</p>
現時点における資金の充当状況	<p>①2021年2月期は全額充当済み、2022年2月期は全額未充当</p> <p>②2021年2月期は全額充当済み、2022年2月期は全額を2021年6月末までにおいて充当済み</p> <p>③2021年2月期は全額充当済み、2022年2月期は2021年6月末までにおいて270,000千円を充当済み</p>

(注) 発行時における当初の資金使途については第三者割当増資（新規上場時）における発行当時の手取金概算額上限 231,018,000円と公募増資（新規上場時）の調達資金（差引手取概算額）681,750,000円を併せた手取概算額合計上限 912,768,000円の内訳です。なお、第三者割当増資（新規上場時）について、割当先であるみずほ証券株式会社より申込みのなかった発行予定株式数 166,500株については失権したものと募集株式発行を行いませんでしたので、実際の調達資金の額とは異なります。

10. 発行要項

A種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権の発行要項は、それぞれ別紙1、2及び3に記載しております。

III. 本借入について

1. 本借入れの目的

当社は、上記「II. 第三者割当による種類株式及び新株予約権の発行について 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途 ②本新株予約権に係る差引手取概算額の資金使途」記載のとおり、本買収対価及びその他の本買収費用等の支払いの一部に充当するため、みずほと総額 40 億円の借入れに係る金銭消費貸借契約証書を締結いたしました。

2. 金銭消費貸借契約証書の概要

(1) 融資形態	タームローン
(2) 借入金額	総額 40 億円
(3) 借入金利	基準金利＋スプレッド
(4) 借入実行日 (予定)	2021 年 11 月 1 日
(5) 借入期間	借入日から 4 年 9 か月
(6) 担保	Coleman 社による保証

IV. 今後の見通しについて

本買収及び本第三者割当により、当社の安定的な財務体質を維持しつつ、Coleman 社の業績を連結した上で、今後更なる成長分野への投資やシナジーの発現を通じて当社の企業価値の向上を見込んでおります。なお、Coleman 社は 2021 年 10 月末の本買収のクロージングを前提とした場合、当社の 2021 年度第 3 四半期末より連結される予定ですが、本買収、本第三者割当及び本借入による業績への影響については、その他の要因等を含め精査中であり、精査の完了次第、速やかにお知らせいたします。

また、上記「II. 第三者割当による種類株式及び新株予約権の発行について 6. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由 割当予定先 2 Kevin C. Coleman」記載のとおり、当社は、2021 年 8 月 18 日付で、Kevin C. Coleman 氏との間で Employment Agreement を締結しており、本臨時株主総会で承認が得られることを条件に、Kevin C. Coleman 氏は当社の取締役役に就任する予定です。

V. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

A 種種類株式及び B 種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として A 種種類株式及び B 種種類株式を追加し、A 種種類株式及び B 種種類株式に関する規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙 4 「定款変更案」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

本定款変更議案に関する本臨時株主総会付議に係る取締役会決議日	2021 年 9 月 17 日
本臨時株主総会決議日 (予定)	2021 年 10 月 20 日
本定款変更の効力発生日 (予定)	

VI. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

分配可能額の計上を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

なお、本資本金等の額の減少については、A 種種類株式及び B 種種類株式の発行により資本金及び資本準備金の額の増加がなされることを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

4,440,850,000 円

(2) 減少すべき資本準備金の額

4,440,850,000 円

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び同条第 3 項並びに第 448 条第 1 項及び同条第 3 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

本資本金等の額の減少に係る取締役会決議日	2021 年 8 月 18 日
債権者異議申述公告日 (予定)	2021 年 8 月 18 日
債権者異議申述最終期日 (予定)	2021 年 9 月 18 日
本資本金等の額の減少の効力発生日 (予定)	2021 年 11 月 1 日

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

VII. 本臨時株主総会の基準日設定について

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、2021 年 10 月 20 日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021 年 9 月 10 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 公告日	2021 年 8 月 18 日
(2) 基準日	2021 年 9 月 10 日
(3) 公告方法	電子公告 (当社ホームページに掲載いたします。) https://visasq.co.jp/
(4) 本臨時株主総会開催予定日	2021 年 10 月 20 日

2. 本臨時株主総会の付議議案等について

本臨時株主総会においては、①(i) A 種種類株式及び B 種種類株式 (A 種種類株式及び B 種種類株式の有利発行に係る特別決議を含みます。)、(ii) 本定款変更、並びに(iii) Kevin C. Coleman 氏を当社の取締役に選任することに係る各議案を付議すること、並びに②本第三者割当によって 2021 年 2 月 28 日現在の当社の発行済株式総数 8,789,450 株に対して 32.86%、完全希薄化後発行済株式総数 9,330,400 株に対して 30.96%、議決権総数 87,819 個に対して 32.89%の希薄化が生じる可能性があるため、本臨時株主総会において株主の意思確認を行うことを予定しております。

なお、本臨時株主総会の開催場所等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上

株式会社ビザスク A 種種類株式発行要項

1. 株式の名称
株式会社ビザスク A 種種類株式 (以下「A 種種類株式」という。)
2. 募集株式の数
75,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき金 100,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 3,750,000,000 円 (1 株につき、50,000 円)
資本準備金 3,750,000,000 円 (1 株につき、50,000 円)
5. 払込金額の総額
7,500,000,000 円
6. 払込期間
2021 年 11 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、全ての A 種種類株式を IXGS Investment IV, L.P. に割り当てる。
8. 剰余金の配当
 - (1) A 種優先配当金
当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種種類株主」という。) 又は A 種種類株式の登録株式質権者 (A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。) に対し、下記 16. (1) に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、下記 (2) に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) A 種優先配当金の金額
 - (a) A 種優先配当金の額は、100,000 円 (以下「払込金額相当額」という。) に、年率 3.0% を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日 (但し、当該配当基準日が 2022 年 2 月末日に終了する事業年度に属する場合は、A 種種類株式について最初の払込みがなされた日) (同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日) として日割計算を行うものとする (除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対して剰余金の配当 (下記 (4) に定める A 種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記 (b) に従って A 種優先配当金の額を計算した場合においても、本 (a) に従い計算される A 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。) が行われたときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種種類株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式(当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、下記16.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記16.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8. (2) (a) に従い計算される A 種優先配当金相当額とする（以下、A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「A 種日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

- (1) A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (2) 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A 種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数の A 種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべき A 種種類株式は各 A 種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A 種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における (i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び (iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本 11. の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 9. (1) 及び 9. (3) に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び(iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 9. (1) 及び 9. (3) に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初 3,724 円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \end{array}}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。）の全てについて、当該時点において、当社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当社の普通株式の総数をいう。

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付され

たものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は A 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日

(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本12.に定める取得価額の調整は、①A種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権及びB種種類株式の発行、並びに②当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

13. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、②A種累積未払配当金相当額及び③A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本13.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記9.(1)及び9.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

14. 譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 優先順位

- (1) A 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額、B 種優先配当金（当社の定款第 11 条の 11 第 1 項において定義する。以下同じ）、B 種累積未払配当金相当額（当社の定款第 11 条の 11 第 4 項において定義する。以下同じ）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金が第 2 順位、B 種累積未払配当金相当額が第 3 順位、B 種優先配当金が第 4 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 5 順位とする。
- (2) A 種種類株式、B 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、B 種種類株式に係る残余財産の分配を第 2 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 3 順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

株式会社ビザスク B 種種類株式発行要項

1. 株式の名称
株式会社ビザスク B 種種類株式 (以下「B 種種類株式」という。)
2. 募集株式の数
13,817 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき金 100,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 690,850,000 円 (1 株につき、50,000 円)
資本準備金 690,850,000 円 (1 株につき、50,000 円)
5. 払込金額の総額
1,381,700,000 円
6. 出資の目的とする財産の内容及び価額
 - (5) 当会社、Coleman Research Group, Inc.、Vision Merger Sub, Inc.、及び Fisher Securityholders' Representative, LLC の間の 2021 年 8 月 18 日付「AGREEMENT AND PLAN OF MERGER」(以下「Coleman 買収契約」という。)に基づき、Kevin C. Coleman が当会社に対して有する 781,600,000 円の金銭債権
 - (6) Coleman 買収契約に基づき、Isaak Karaev が当会社に対して有する 20,800,000 円の金銭債権
 - (7) Coleman 買収契約に基づき、Hilco Trading, LLC が当会社に対して有する 371,600,000 円の金銭債権
 - (8) Coleman 買収契約に基づき、Cactii Investments, LLC が当会社に対して有する 207,700,000 円の金銭債権
7. 給付期間
2021 年 11 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日
8. 発行方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。

Kevin C. Coleman	7,816 株
Isaak Karaev	208 株
Hilco Trading, LLC	3,716 株
Cactii Investments, LLC	2,077 株
9. 剰余金の配当
 - (1) B 種優先配当金
当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主 (以下「B 種種類株主」という。) 又は B 種種類株式の登録株式質権者 (B 種種類株主と併せて、以下「B 種種類株主等」という。) に対し、下記 17. (1) に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、下記 (2) に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により B 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「B 種優先配当金」という。) を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた

金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種優先配当金の金額

- (a) B種優先配当金の額は、100,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、B種種類株式について最初の払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってB種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。
- (b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がB種種類株式を取得した場合は、各B種種類株主に対して当該配当基準日を基準日として行うB種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において各B種種類株主が保有するB種種類株式の数を当該配当基準日の終了時点において各B種種類株主が保有するB種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってB種優先配当金の額を計算した場合においても、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。B種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、下記17.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配

当する。なお、かかる配当が行われる B 種累積未払配当金相当額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

10. 残余財産の分配

(4) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、下記 17. (2) に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、B 種累積未払配当金相当額及び下記 (3) に定める B 種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(5) 非参加条項

B 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(6) 日割未払優先配当金額

B 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として B 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 9. (2) (a) に従い計算される B 種優先配当金相当額とする（以下、B 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「B 種日割未払優先配当金額」という。）。

11. 議決権

(4) B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、B 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

12. 金銭を対価とする取得請求権

(3) 金銭対価取得請求権

B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係る B 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、B 種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数の B 種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべき B 種種類株式は各 B 種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(4) B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

B 種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における (i) B 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) B 種累積未払配当金相当額及び (iii) B 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係る B 種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本 12. の計算において、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算は上記 10. (1) 及び

10. (3)に準じて行われるものとし、B 種累積未払配当金相当額及びB 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B 種累積未払配当金相当額及びB 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るB 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(5) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4 番5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
証券代行部

(6) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(8) 普通株式対価取得請求権

B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するB 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該B 種種類株主に対して交付するものとする。

(9) B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)B 種種類株式1 株当たりの払込金額相当額、(ii)B 種累積未払配当金相当額及び(iii)B 種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るB 種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、B 種累積未払配当金相当額及びB 種日割未払優先配当金額の計算は上記10. (1)及び10. (3)に準じて行われるものとし、B 種累積未払配当金相当額及びB 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B 種累積未払配当金相当額及びB 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167 条第3 項に定める金銭の交付は行わない。

(10) 当初取得価額

取得価額は、当初3,724 円とする。

(11) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する

普通株式を除く。)、 「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日) 以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。)) の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、 次の算式 (以下「取得価額調整式」という。) により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日 (払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日) の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日 (以下「株主割当日」という。) の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－ 当会社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

$$\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－ 当会社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権 (当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。) の全てについて、当該時点において、当会社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当会社の普通株式の総数をいう。

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。
- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価

額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本 13. に定める取得価額の調整は、①B 種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及び A 種種類株式の発行、並びに②当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

(12) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
証券代行部

(13) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(14) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした B 種種類株主に対して、当該 B 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

14. 金銭を対価とする取得条項

当社は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭

対価償還日」という。)が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係る B 種種類株式の数に、(ii)①B 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、②B 種累積未払配当金相当額及び③B 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 14. の計算において、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算は上記 10. (1)及び 10. (3)に準じて行われるものとし、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

B 種種類株式の一部を取得する場合において、B 種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B 種種類株主から取得すべき B 種種類株式を決定する。

15. 譲渡制限

B 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

16. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (4) 当社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (5) 当社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (6) 当社は、B 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

17. 優先順位

- (1) A 種優先配当金(当社の定款第 11 条の 2 第 1 項において定義する。以下同じ)、A 種累積未払配当金相当額(当社の定款第 11 条の 2 第 4 項において定義する。以下同じ)、B 種優先配当金、B 種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金が第 2 順位、B 種累積未払配当金相当額が第 3 順位、B 種優先配当金が第 4 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 5 順位とする。
- (2) A 種種類株式、B 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、B 種種類株式に係る残余財産の分配を第 2 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 3 順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

株式会社ビザスク第14回新株予約権発行要項

1. 株式会社ビザスク第14回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期日
2021年11月1日
3. 割当日
2021年11月1日
4. 払込期日
2021年12月31日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を IXGS Investment IV, L.P. に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 503,400 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「交付株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 本項第(2)号及び第(3)号により交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
5,034 個
8. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり金 13,100 円（本新株予約権の払込総額金 65,945,400 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、3,724 円とする。なお、行使価額は次項第(1)号乃至第(4)号に定めるとこ

ろに従い調整されることがある。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

なお、新株発行等による行使価額調整式における「既発行普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権（当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。）の全てについて、当該時点において、当会社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当会社の普通株式の総数をいう。

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価（本項第(3)号(ロ)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付（当社普通株式の発行又は処分をいう。以下同じ。）を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を上したときはこれを切り捨て、端数による調整は行わない。

(3) その他

- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。
- (ハ) 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号(ロ)の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (6) 本項に定める行使価額の調整は、(i)本新株予約権と同日付で発行される当社のA種種類株式及びB種種類株式の発行、並びに(ii)当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2022年5月1日から2026年11月1日（但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権者が、その保有する当社のA種種類株式の全部又は一部について金銭を対価とする取得請求権を行使した場合には、本新株予約権者は、当該時点以降、本新株予約権を一切行使できないものとする。

13. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり13,100円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が2021年12月31日までに本新株予約権に係る払込金額の全部又は一部の払込みを履行しなかった場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、無償にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
16. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。また、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、本新株予約権の権利行使価格、満期までの期間、当社普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、また、流動性を考慮し、かつ、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を仮定して第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 13,100 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（2021 年 8 月 18 日）の直前取引日までの 3 か月の終値平均値である 3,724 円とした。
19. 行使請求受付場所
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店
21. 新株予約権行使による株式の交付
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 4 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
22. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役 CEO 又はその代理人に一任す

- る。
- (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

定款変更案

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 (条文省略) (新設)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 (現行どおり) <u>2 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 30,651,183 株 A 種類株式 75,000 株 B 種類株式 13,817 株
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は 100 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は 100 株とし、A 種類株式及びB 種類株式の単元株式数はそれぞれ 1 株とする。
第8条～第11条 (条文省略)	第8条～第11条 (現行どおり)
(新設)	第2章の2 A 種類株式
(新設)	(剰余金の配当) 第11条の2 (A 種優先配当金) 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録されたA 種類株式を有する株主 (以下「A 種類株主」という。) 又は A 種類株式の登録株式質権者 (A 種類株主と併せて、以下「A 種類株主等」という。) に対し、第11条の10 第1項に定める支払順位に従い、A 種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当によりA 種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。なお、A 種優先配当金に、各A 種類株主等が権利を有するA 種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 <u>2 (A 種優先配当金の金額)</u> (a) A 種優先配当金の額は、100,000 円 (以下、本章において「払込金額相当額」という。) に、年率 3.0% を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日 (但し、当該配当基準日が 2022 年 2 月末日に終了する事業年度に属する場合は、A 種類株式について最初の
(新設)	

払込みがなされた日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。
但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種種類株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式（当会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(新設)

3 (非参加条項)

当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(新設)

4 (累積条項)

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第2項(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、同項(a)に従い計算されるA種優先配当金の

	<p>額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、同項(a)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、同項(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本項に従い累積した金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、第11条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u> 第11条の3 <u>(残余財産の分配)</u> 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の10第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本章において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>
(新設)	<p>2 <u>(非参加条項)</u> A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p>3 <u>(日割未払優先配当金額)</u> A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、</p>

	<p>分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。</p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u> <u>第11条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p><u>2 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u> <u>第11条の5 (金銭対価取得請求権)</u> <u>A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、本条において「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。</u></p>
(新設)	<p><u>2 (A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額)</u> <u>A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及びA 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 (金銭対価取得請求の効力発生)</p> <p>金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社の定める金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の6 (普通株式対価取得請求権)</p> <p>A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次項に定める数の普通株式（以下、本項において「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本条において「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A 種種類株主に対して交付するものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 (A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)</p> <p>A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)A 種種類株式1 株当たりの払込金額相当額、(ii)A 種累積未払配当金相当額及び(iii)A 種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA 種種類株式の数を乗じて得られる額を、次項及び第4 項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項の計算において、A 種累積未払配当金相当額及びA 種日割未払優先配当金額の計算は第11 条の3 第1 項及び同条第3 項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及びA 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及びA 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法</p>

第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(新設)

3 (当初取得価額)

取得価額は、当初3,724円とする。

(新設)

4 (取得価額の調整)

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本項において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。

調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本項において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \\ \begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{- 当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。）の全てについて、当該時点において、当社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当社の普通株式の総数をいう。

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合

にはその日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定

時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は A 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の

	<p>普通取引が行われる日をいう。</p> <p>(e) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>(f) <u>本条に定める取得価額の調整は、①A種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権及びB種種類株式の発行、並びに②当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>5 (普通株式対価取得請求の効力発生)</u></p> <p><u>普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が当会社の定める普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p>
(新設)	<p><u>6 (普通株式の交付方法)</u></p> <p><u>当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第11条の7 当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、②A種累積未払配当金相当額及び③A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は</u></p>

	<p><u>第 11 条の 3 第 1 項及び同条第 3 項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>A 種種類株式の一部を取得する場合において、A 種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。</u></p>
(新設)	<p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第 11 条の 8 A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第 11 条の 9 当社は、A 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>2 当社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p>
(新設)	<p><u>3 当社は、A 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第 11 条の 10 A 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額、B 種優先配当金（以下に定義される。）、B 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金が第 2 順位、B 種累積未払配当金相当額が第 3 順位、B 種優先配当金が第 4 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 5 順位とする。</u></p>
(新設)	<p><u>2 A 種種類株式、B 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、B 種種類株式に係る残余財産の分配を第 2 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 3 順位とする。</u></p>

(新設)	<p><u>3 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u></p>
(新設)	<p>第2章の3 B種種類株式</p>
(新設)	<p><u>(剰余金の配当)</u> <u>第11条の11 (B種優先配当金)</u> 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。）に対し、第11条の19第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>
(新設)	<p><u>2 (B種優先配当金の金額)</u> <u>(a) B種優先配当金の額は、100,000円（以下、本章において「払込金額相当額」という。）に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、B種種類株式について最初の払込みがなされた日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（第4項に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってB種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、</u></p>

当該配当基準日に係る B 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

- (b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社が B 種種類株式を取得した場合は、各 B 種種類株主に対して当該配当基準日を基準日として行う B 種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において各 B 種種類株主が保有する B 種種類株式の数を当該配当基準日の終了時点において各 B 種種類株主が保有する B 種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(新設)

3 (非参加条項)

当会社は、B 種種類株主等に対しては、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額（次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(新設)

4 (累積条項)

ある事業年度に属する日を基準日として B 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種優先配当金につき本項に従い累積した B 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第 2 項 (b)に従って B 種優先配当金の額を計算した場合においても、同項(a)に従い計算される B 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係る B 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、同項(a)に従い計算される B 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、同項(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利 3.0%で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）とした日割計算に

	<p>より行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。 <u>B種種類株式1株当たりにつき本項に従い累積した金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、第11条の19第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u> <u>第11条の12 (残余財産の分配)</u> <u>当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第11条の19第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第3項に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本章において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p>
(新設)	<p><u>2 (非参加条項)</u> <u>B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>3 (日割未払優先配当金額)</u> <u>B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項(a)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする（以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。）。</u></p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u> <u>第11条の13 B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>

(新設)	<p><u>2 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、B 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u> <u>第 11 条の 14 (金銭対価取得請求権)</u> <u>B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下、本条において「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、本条において「金銭対価取得請求日」という。) ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、B 種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数の B 種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべき B 種種類株式は各 B 種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。</u></p>
(新設)	<p><u>2 (B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額)</u> <u>B 種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)B 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii)B 種累積未払配当金相当額及び(iii)B 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係る B 種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算は第 11 条の 12 第 1 項及び同条第 3 項に準じて行われるものとし、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>3 (金銭対価取得請求の効力発生)</u> <u>金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当社の定める金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p>

(新設)	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第11条の15 (普通株式対価取得請求権)</u></p> <p><u>B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次項に定める数の普通株式（以下、本項において「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するB 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本条において「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該B 種種類株主に対して交付するものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>2 (B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)</u></p> <p><u>B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)B 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii)B 種累積未払配当金相当額及び(iii)B 種日割未払優先配当金額の合計額を普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の数を乗じて得られる額を、次項及び第 4 項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項の計算において、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算は第 11 条の 12 第 1 項及び同条第 3 項に準じて行われるものとし、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>3 (当初取得価額)</u></p> <p><u>取得価額は、当初 3,724 円とする。</u></p>
(新設)	<p><u>4 (取得価額の調整)</u></p> <p><u>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u></p> <p><u>① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普</u></p>

普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本項において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本項において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \times \text{調整前取得価額}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権（当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。）の全てについて、当該時点において、当会社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当会社の普通株式の総数をいう。

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合に

は、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は B 種種類株主等に対して、あらかじめ

書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本条に定める取得価額の調整は、①B種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及びA種種類株式の発行、並びに②当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の

	<p style="text-align: center;"><u>発行については適用されないものとする。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>5 (普通株式対価取得請求の効力発生)</u></p> <p><u>普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が当会社の定める普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>6 (普通株式の交付方法)</u></p> <p><u>当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第11条の16 当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)①B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、②B種累積未払配当金相当額及び③B種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は第11条の12第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>B種種類株式の一部を取得する場合において、B種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。</u></p>

(新設)	<p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第 11 条の 17 B 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第 11 条の 18 当社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>2 当社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p>
(新設)	<p><u>3 当社は、B 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第 11 条の 19 A 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額、B 種優先配当金、B 種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金が第 2 順位、B 種累積未払配当金相当額が第 3 順位、B 種優先配当金が第 4 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 5 順位とする。</u></p>
(新設)	<p><u>2 A 種種類株式、B 種種類株式及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式に係る剰余財産の分配を第 1 順位、B 種種類株式に係る剰余財産の分配を第 2 順位、普通株式に係る剰余財産の分配を第 3 順位とする。</u></p>
(新設)	<p><u>3 当社が剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う。</u></p>
<p>第 3 章 株主総会 第 12 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 3 章 株主総会 第 12 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 第 11 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第 12 条、第 13 条、第 14 条第 1 項、第 15 条及び第 16 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>

	<p><u>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会～第7章 計算 第17条～第43条（条文省略）</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会～第7章 計算 第17条～第43条（現行どおり）</p>

以上